

大坂城代の履歴 上

橋本久

このたび近世の大坂について調べる必要があった。大坂の町奉行所にかかる資料・文献を見ていくうちに、『大塩研究』所載諸論文を読み、大坂町奉行と大坂城代の関係について、長年の疑問が氷解した思いであった。さらに近刊の大坂市史史料『大坂城代公人諸事留書』でより詳しく大坂城代の日常業務を知り得た。いま、篠山で発見した幕府の寺社奉行資料『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』について、その内容紹介と将来の本格的保存を目標に、翻刻に勤めている。いうまでもなく、寺社奉行と大坂城代は密接な関連を有する。江戸時代後期になると、譜代大名のエリート・コースの典型として、奏者番・寺社奉行兼帶・大坂城代・京都所司代・老中という幕閣に至る昇進コースが確立していく。

近世において、大坂城代は、京都所司代とともに、大きな役割を果たしていた。京都所司代が京都・奈良を中心とする中世以来の旧勢力（天皇・公家・寺社）を主たる対象とし、近世後期には山城・大和・近江・丹波四国を直接管轄においていたのに対し、大坂城代は、直接管轄区域としては攝津・河内・和泉・播磨四国とするも、京都所司代とともに広く西日本の支配にかかわっていた。天草・島原の乱で大坂城代の阿部正次の果たした役割が典型となつたように、大坂城の警衛はいうまでもなく、西日本の民政・軍事・警察全般を統括する立場にもあつた。大坂城代の歴代については、幸田成友の編纂した『大阪市史』第一巻・第二巻の随所に配された「大坂城代・町奉行一覧」をはじめ、『読史備要』など、さまざまにまとめられてきたが、現在では『国史大辞典』第二巻の松尾美恵子「大坂城代一覧」（以下、松尾「一覧」と略記）がもっととも詳しい。

本稿はこの松尾「一覧」が基いた資料を再度とりあげて、今後の検討に供する準備として試みに作業した。『柳營補任』を基本として、手元の『寛政重修諸家譜』（以下、「寛・寛政譜と略記」）、『徳川実紀』（以下、「実紀・徳川実紀と略記」と対比できるよう試みた。官歴を中心としたため、戦闘記事・褒獎記事等はなるべく省略し、「……」で表現した。実紀・徳川実紀は大坂城代の就任・退任時期を中心として、他は省略したところが多い。『大坂武鑑』などは大阪府立中之島図書館大阪室所蔵の資料である。他の資料に

よる補訂は今後に期したい。『大阪編年史』から城代在任中の関係記事を抜粋した。
歴代に便宜的に付した仮番号は、『柳營補任』の「大坂御城代」の就任順に機械的に付し、1番から63番までとし、幕末の欠ける分は
松尾「一覽」によつて補い、番号を続け64番から67番まで補つた。名前のよみがなは寛政譜によるものが多い。

1 松平 清匡 (きよただ) 元和元卯六月十日任大坂御城代

（従四位下落城住後也）

執事職

（従四位下少将）松平下総守（清匡） 改忠明

〔寛政重修諸家譜〕忠明

天正十一年 (二五八三) 三河国新城に生る。奥平美作守信昌が四男。

母は東照宮の御息女亀姫君。

天正十六年 兄右京家治とおなじく、東照宮の御養ひとなり

て松平の御称号をたまひ、清和源氏にあらたむ。(六歳)

文禄元年 兄家治卒してのち、其所領上野国長根の地七千石

をたまぶ。……

慶長四年三月十一日 御諱の字をたまひ忠明にあらたむ。

慶長五年四月七日 従五位下下総守に叙任し、

慶長五年九月関原の役に父信昌とともにしたがひたてまつり

慶長七年九月 所領を改め一万石を加へられ 近江三河両国

のうちにをいて一万七千石を賜り、三河国作手に住す。

慶長十五年七月二十七日 作手を転じ、伊勢国亀山の城を

たまひ、加恩ありて、同国鈴鹿、三重、安芸、一志、河曲、

〔徳川実紀〕

元和元年六月八日 松平下総守忠明。今度美濃組諸大名の旗頭として大和路におしずみ。勲功最大なりとて。伊勢の国

亀山の城を転じ。攝津河内の内五万石加へて十万石になされ。大坂の城に住べしと命ぜらる(諸書に大坂の城を守らしむとも見ゆれど、重脩譜の説には大坂城を下されしと見ゆ)。亀山へ立よらず。直に大坂へ乗入べしと面命あり。

大坂城に存在の武具。器械。玉薬等も悉く給ふ。

元和五年七月廿二日 松平下総守忠明攝津国大坂城より大和国

郡山に転封せられて。二万石を加へ十二万二百石余を領せしめらる。(寛永譜。重脩譜みな此年に係て月日をしてさずといへども。令条の文によるに。必この時の事なる明らかなり。よて今ここにおさむ)

正保元年三月廿三日 松平下総守忠明病臥により。松平伊豆守

三河国設楽六郡のうちにをいて五万石を領し、

慶長十六年六月二十六日 封地の御判物を下され、

慶長十六年七月七日 東照宮よりも御朱印をたまふ。：

慶長十九年冬 大坂陣のとき、

慶長十九年十月十二日 忠明美濃国の諸軍を率ゐ、亀山を

發して河内国枚方に在陣し、

慶長十九年十一月四日 進むで飯盛に屯す。……天王寺表に

いたり、東照宮の御本陣に備ふ。其後和睦ありて、

慶長十九年十二月二十一日 本多美濃守忠政、本多豊後守広

孝等とおなじく、大坂城の惣堀ををうづむ事を奉行す。

元和元年春・^(一五六)本多忠政とともに仰をうけたまはりて、東寺鳥

羽の辺に陣し、京都を守護す。

元和元年五月 水野日向守勝成、本多忠政等と共に大和口の

先手をうけたまはりて発向し、

元和元年五月四日 大和の西の京に宿陣し、五日河内の国分

に屯す。六日……道明寺及び誉田にをいて相戦ひ、藤井

寺まで追討して、忠明が手に首三十一級を討取る。

元和元年五月七日 惣攻のとき、忠明は天王寺表に馳むかひ

玉造辺にをいて接戦し、首七十三級を得てたてまつる。

元和元年五月九日 伏見に渡御のとき、台命によりて諸事を

沙汰せむがため、大坂にとどめられ、城中にあるところの武具等ことごとくこれをたまふ。

元和元年六月十日 封地をあらためて、摂津河内両国のうち

信綱もてとはせたまふ。(日記、紀伊記)

正保元年三月廿六日 昨夜松平下総守忠明病卒せしにて。

けふ御鷹狩をやめられ。其子鶴松のもとへ松平伊豆守信綱

して吊せらる。おなし事により諸老臣をよび番頭、物頭ま

うのぼりて御けしきを伺ふ。(日記、水戸記)

正保元年三月廿七日 松平下総守忠明が事により。在府諸大名

まうのぼり御けしきうかがふ。又阿部豊後守忠秋を三家に

つかはさる。三家よりも家司して御けしきをうかがはし

む。(日記)

正保元年五月十八日 播磨国姫路城主松平下総守忠明が遺領

十八万石をわかつて。長子鶴松丸忠弘に十五万石。二子

八郎左衛門清道に三万石給ふ。

この忠明はもとの奥平美作守信昌の四男。母は亀姫君。後

に加納の御かたと申(盛徳院と謲す)。 東照宮の御女

にて。まさしき御外孫なり。

天正十六年 兄右京大夫家治と共に駿府にて初見し。御養

子の御契約ありて。松平の御号を給はり。

文禄元年 十歳のとき。上野国長根にて七千石くだされ。

慶長四年三月十一日 台徳院殿御前にて元服し。御諱の字たまはり忠明とななり。五年四月七日從五位下に叙し。

下総守と称し。その九月関原の役にしたがひ。

七年三河。近江の国々にて。一万石を加へられて一万七千

石を領し。累代相伝の地なりとて三河の作手に住す。

十五年七月二十七日伊勢の亀山城にうつり。加恩ありて

にうつされ、加恩ありて十万石を領し、大坂の城をたまひ、：

この年 摂津国天満の川崎に東照宮の御宮を造営す。

元和五年 二万石を加増あり。大坂をあらためて大和国郡山の城をたまひ、改め出せる地を合せて十二万二百石余を領す。：

（^{（六）}_{（六）}）

寛永三年 御上洛のとき、

寛永三年八月十九日 従四位下侍従に昇進し、……

寛永九年 井伊掃部頭直孝とともに政事にあづかりて、三年

の間は在府すべきむね鉤命をうけたまはる。……

寛永十六年三月三日 六万石を加へられ、郡山をあらためて

（^{（六）}_{（六）}）播磨国姫路城をたまひ、改め出せる地を合せて十八万石を領す。

正保元年三月二十五日 卒す。年六十二。……室は織田上野介信包が女、卒す。繼室は小出播磨守吉政が女。

五万石を領し。

十七年三月廿六日 神祖より御召の甲冑。石火矢井に

大銃。弓。鎗等をたまはり。

十九年十月京都の早馬駿河に来て。大坂の兵起るよしを申す。また美濃国加納の城よりも飛脚到来し。忠明の兄摂津守忠政去る二日俄に卒するよし申ければ。忠政が加納の軍勢を引具して大坂に馳向べし。父忠昌は老て子を失ひ。愁にしずみぬければ。城にとどまるべしと仰せ下されしかば。忠明は美濃大名の旗頭として。先陣にすすみ。

翌年夏ふたたび軍起りし時も。美濃の軍勢を引具し大和口に向ふ。五月六日大坂の敵兵後藤又兵衛国分南山にのぼり鉄炮をはなちかけしに。忠明その山にせめのぼりこれを破り。やがて道明寺口にむかひ敵をやぶり。七日にもあまたの敵を打破りて。首七十三切て献ず。六月十日その勅賞に

大坂の城を給はり。十万石くださる。元和三年摂津国天満の川崎に。神祖の御宮を造営し。五年大和の郡山の城にうつり十二万二百石を領し。寛永三年八月十九日從四位下侍従に叙任し。九月二条城行幸の時 神祖御養子の契約ありしゆへをもて。禁色を許され網代乗物をゆるさる。十六年三月三日六万石加恩ありて今この城にうつり。十八万石になされ。この三月廿五日六十二歳にて卒しぬ。（日記、寛明日記、藩翰譜、寛政重脩譜、家譜）

忠明の死は、元和五年の春である。この年に、忠明は大坂の城を改め、郡山の城にうつった。その後、忠明は大坂の城を守るために、大和の郡山の城に移り、そこで東照宮の御宮を造営した。このとき、忠明は從四位下侍従に叙任された。また、忠明は、元和五年の三月三日に、六万石の加恩を受けた。しかし、忠明は、元和六年の三月三日、六十二歳で死んでしまった。死後、忠明の跡を継いだのが、忠明の養子である、大坂の城主である。忠明の死後、忠明の跡を継ぐために、忠明の弟である、忠昌が、忠明の跡を継いだ。忠明の死後、忠明の跡を継ぐために、忠明の弟である、忠昌が、忠明の跡を継いだ。

〔大阪編年史 第四卷〕

元和元年六月八日 幕府、龜山城主松平忠明ヲ大坂城ニ移シ、五万石ヲ加封シ、旧領ヲ併セテ十万石ト為ス。當時市中ハ街衢廢頽住民離散シ、恰モ寒村僻邑ノ如シ。(駿府政事録、御当家紀年録、寛永諸家系図伝、松平忍家譜、行賞録、見聞書、御撰大坂記、大坂三郷町中御取立承伝記、徳川実紀、大坂雜記、泰平年表、大坂三郷町中御取立承伝記)

是歳、城主松平忠明、京橋魚市場ニ御用市場ノ制札ヲ樹ツ。(京橋市場古來書、川魚商旧記)

『柳營補任』では最初の大坂城代とされるが、龜山から転封されたとみるべきで、他に本城も有していない。むしろ城主とすべきであろう。①大坂周辺に領地替えされていくこと、②その後、執政職に至っていることなど、後の 大坂城代から老中に至るコースの原型と見なせよう。一つ疑問なのは、『寛政重修諸家譜』によれば、慶長四年に清匡から忠明に改名しているが、『柳營補任』では「清匡」と終始記すことである。今後の検討に俟ちたい。

2 内藤 信政(のぶまさ)
元和五年七月十三日 任大坂御城代

寛永二丑三月
於大坂卒

内藤紀伊守(信政)

〔寛政重修諸家譜〕信正

永祿十一年 三河国に生る。豊前守信成が長子。母は栗生筑

前守長勝が女。

天正十二年 長久手の役に、東照宮にしたがひたてまつり、
奮戦して首級を得。……

天正十四年 十九歳にして大番の頭となる。……

天正十八年 小田原御陣に扈從し、

天正十九年 九戸一揆にも供奉して、岩手沢にいたり、
文禄元年 朝鮮征伐のとき、したがひたてまつりて、肥前国

文名護屋におもむき、

は大坂の城代となる。

〔徳川実紀〕

元和五年八月 今度伏見城を廃し、伏見在番輩直に大坂へまかり勤番すべしと命ぜられ。松平石見守輝澄、松平豊前守勝政大坂に赴く。伏見の城内吉野の間を城代内藤紀伊守正信に賜ふ。水野隼人正忠清、松平左近将監成重、伏見大坂へ転換の事を奉行せしむ。伏見の地は山口駿河守直之奉行たらしめらる。(按するに重脩譜には六年とす。元和九年伏見城に於て將軍宣下あり。其後殿閣を淀に下さる由みゆれば、此時いまだ破却せられしにあらず) 紀伊守正信

文禄四年三月 従五位下紀伊守に叙任し、

文禄四年七月 豊臣秀次逆謀のきこえありしにより、東照宮

俄に江戸を御発駕のとき、したがひたてまつり、

慶長五年 上杉景勝を征したまふのとき、…… 台命により

て葦山城を守る。

のち関原御出陣のとき扈從して彼地にいたりて軍功あり。

其のち仰をかうぶり、石川長門守康通等と、近江国佐和

山城を請取。

某年 封を襲。

慶長十九年 大坂の役に仰をうけたまはりて、領地にとどま

り、長浜城をまもる。

元和元年 大坂御陣の時は、男子信照とともに摂津国尼崎城

を守るべきの仰により彼地におもむく。

元和元年閏六月十八日 城地をあらためて、摂津国芥川太田

のうちにつされ、高槻城に住す。

元和三年 伏見の城代となる。このとき一万石の地を加恩あ

り。すべて五万石を領す。……

元和五年 大坂の城代となる。

元和九年 大猷院殿洛にのぼらせたまひ、還御のとき大坂城

に入せたまふにより、御膳を献ず。……

寛永二年十二月十一日 領地を近江国滋賀、高島、野洲、

栗太、甲賀山城国綴喜、久世字治、紀伊九郡のうち

にかへたまはり、五万石余を領す。

寛永三年四月二十八日 大坂城にをいて卒す。年五十九。……

寛永三年四月十一日 大坂城代内藤紀伊守信正大病の聞えある

により。奉書もてとはせ給ふ。

寛永三年四月廿八日 大坂城代近江国長浜城主内藤紀伊守信正

卒す。遺領五万石その子豊前守信照につがしめらる。

この信正は故豊前守信成が子なり。天正十二年長久手の役

にしたがひ奉り。十四年わづかに十九歳にて大番頭に擢られ。所々の軍に供奉し。文禄四年三月爵ゆりて紀伊守と称す。慶長五年上杉征討のときは、仰をうけて葦山城を守り。

関原の合戦には石川長門守広通と共に、近江佐和山の城を

うける。父信成十七年に卒しければ家つぎ。大坂の兵起

りしときも馳向て城を攻。

ふたたび兵起しには、西国通路の要害なりとて、尼が崎

の城を守らしめられ。元和元年閏六月十八日摂津国高槻城

にうつされ。三年伏見城代となり。一万石加恩有て五万石

とせられ。のち伏見城こぼたる時、城中殿閣内の吉野

の間をたまわり己が城にうつす。

五年大坂の城修せられて後、信正に守らしめらる。ここは

畿内。山陽。山陰。南海。西海數十州の鎮として尤重職た

り。然るを人多き中に信正が其選に応じたる尤規模とすべし。

これ大坂城代のはじめなり。

寛永二年十二月十一日今この城にうつされ。病にかかりて此

日卒しぬ。とし五十九なりとぞ。（家譜、藩翰譜）

室は石川長門守康通が女。

〔大阪編年史 第四卷〕

元和五年七月二十二日、松平忠明ヲ大和郡山ニ移封シ、伏見城代内藤信正ヲ大坂城代ト為シ、翌月、松平勝政・松平康安大番頭ト為ル。(東武実録、紀年録、慶延略記、元寛日記、内藤村上系譜別本内藤家譜、徳川実紀、寛政重修諸家譜、明良帶録、官中秘策、官職制度沿革史、大坂城誌、石山要録、明良帶録、官中秘策、官職制度沿革史、明良帶録、官中秘策、官職制度沿革史、大坂城誌)元和九年是歳幕府、大坂城定番ヲ置キ、三条城主稻垣重綱・大番頭高木正次ヲ之ニ補シ、且、正次ニ封ヲ加ヘテ万石ト為ス。(東武実録、紀年録、諸役人系図、稻垣家譜、高木家譜、寛政重修諸家譜、明良帶録、官職制度沿革史、寺院明細帳)

〔大阪編年史 第五卷〕

寛永二年是歳、水谷伊勢守・北条氏重・堀親昌ヲ以テ大坂加番ト為ス。(石山要録、御用控、官職制度沿革史、官中秘策、大坂城誌、大坂御加番手控、山里の塵、石山要録、官中秘策、官職制度沿革史、大坂御加番手控、寛永諸家系図、寛政重修諸家譜、徳川実紀、官中秘策、官職制度沿革史)

寛永三年四月二十八日、大坂城代内藤信正卒ス。(東武実録、寛政重修諸家譜、内藤村上家家譜、徳川実紀)

城代就任の元和五年「七月十三日」は『柳營補任』で明らかになる。卒年月は三者で異なる。編年史は寛政譜を探る。

| | | | | |
|---|------------|-------------|---------------------------|-----------|
| 3 | 阿部 正次 | 大坂御陣供奉 | 大御番頭・十一番組 (后御奏者番) | 阿部備中守(正次) |
| | | 御陣以後 | 御書院番頭 | 阿部備中守(正次) |
| | | 台徳院様大猷院様御在世 | | 阿部備中守(正次) |
| | | 御書院番頭 | | 阿部備中守(正次) |
| | | 御奏者番 | | 阿部備中守(正次) |
| | 元和六年正月 日 | 任老中 加判列 | (四品)阿部備中守(正次) | 阿部備中守(正次) |
| | 寛永二丑四月十五日 | 大坂御城代 | (仮再任來ル) 從四位下)阿部備中守(正次) | 阿部備中守(正次) |
| | 正保四亥十一月十三日 | 於大坂卒 | | |

〔寛政重修諸家譜〕

永禄十二年(五十九)三河国に生る。父伊予守正勝が長子。母は江原

三右衛門定次が女。

いとけなきより東照宮に奉仕し、

天正十八年(五十九)閑東御入国のときしたがひたてまつり、近侍の

列にあり、のち下総国のうちにをいて采地をたまふ。
文禄元年(五十九)東照宮……仰ありしかば、…江戸にかへり、

台徳院殿

につかへたてまつる。

慶長五年(六〇)四月遺跡を繼、御書院の番頭となり、

このとし上杉景勝御征伐のとき供奉し、……

閑原の役には東照宮にしたがひたてまつる。

慶長五年十一月十七日従五位下備中守に叙任し、そののち

相模国高座郡一宮にをいて五千石の地を加へられ、すべて一万石を領し、鳩谷を居所とす。

慶長十六年八月大番頭にすすみ、伏見の城番をつとむるこ
と三年。……

慶長十九年(六一)大坂の役に御左備の諸士を率ゐて供奉す。

元和元年正月御使にさされて大坂城に至る。……

元和元年五月台徳院殿ふたたび大坂に御進發あるにより、…
…御左備にあり、……八日……落城により、正次は大手
口を守る。

元和二年戦功を賞せられ、下野国都賀郡のうちにをいて
七千石を加恩あり。

このとし奏者番となり、

〔徳川実紀〕

寛永三年四月六日 執政阿部備中守正次大坂城代命ぜられ。

摂州の内にて三万石加へたまはり。八万六千石余となりて。

その内五万石の軍役をもて大坂城を守るべしと。別に月俸

七百五十口給ひしとぞ。(東武美録 寛政重脩譜)

正保四年十一月朔日 大坂城代阿部備中守正次所勞の注進あり。

よて新番頭中根次郎左衛門正寄もて対馬守重次へ其事仰下され。また医員高木玄済正長いそぎ上坂して。治療すべし

と命ぜらる。

正保四年十一月三日 阿部備中守正次危篤のよし聞えしかば。

対馬守重次看侍のいとまたまひ。大納言殿着御の小袖を給

ふ。

正保四年十一月十四日 大坂城代阿部備中守正次病危篤のよし聞こえあれば。書院番門奈助左衛門勝重つかはさる。

正保四年十一月廿五日 大坂城代阿部備中守正次卒せし由聞えければ。其子対馬守重次井に永井日向守直清へ。急脚もて奉書をつかはさる。

正保四年十二月四日 阿部対馬守重次大坂より帰り参る。

慶安元年七月十八日 故大坂城代阿部備中守正次が遺領三万石を。長子執政対馬守重次に給ひ。庇蔭料六万九千石を合せて九万九千石となさる。

この正次はもとの伊予守正勝が嫡子にて。その先是八田権
頭宗綱が二子小田筑前守知家が末なりといふ。曾祖善九郎
正俊が時より当家普第の御家人たり。父伊予守正勝は

元和三年九月 封地を転じ、八千石をくはへられ、上総国

夷隅郡大多喜の城をたまぶ。

元和五年二万石の新恩ありて大多喜城を転じて相模国小田原

城にうつさる。

元和九年 …… 小田原をあらため、武藏国岩槻にうつされ、

五千石を加恩せらる。

寛永二年十二月十一日 武藏国足立、埼玉、下総国葛飾、

上総国夷隅郡四郡のうち、其余新墾田千石余をあはせて五万六千石余を領すべき御朱印を下さる。……

寛永三年四月六日 大坂の城番となり、摂津国豊島、川辺、

有馬、能勢四郡のうちにをいて三万石をくはへられ、すべて八万六千石余をたまひ。うち五万石の軍役をもつて大坂の城を守るべしとて月俸七百五十口をそへられ、その余の采地は岩槻城に附し、その兵士をしてかはるがはる大坂の城を守衛すべしとおほせ下さる。

寛永三年五月朔日 いとまたまふのとき、御刀をよび時服二十領、黄金二十枚を賜ふ。

寛永三年七月 両御所御上洛により、京師にいたりまみえたてまつり、

寛永三年八月三日 台徳院殿大坂城に渡御あり、正次饗膳たてまつり、御刀をよび時服二十領、黄金二十枚を献じ、たてまつり、御刀をよび時服二十領、黄金二十枚を献じ、寛永十一年七月大猷院殿洛にのばらせたまひ、大坂城に渡御のとき饗膳をたてまつる。……

神祖御幼稚のときよりつかへ奉り。寺部、広瀬、挙母等の戦をはじめとして。毎度戦功少からず。又伊東法印が伝へたる軍書四十八巻を奉る。のち爵ゆりて伊予守と称し。関東にうつらせ給ひしどき。采邑五千石たまはりぬ。

正次幼より 神祖につかへ奉り。江戸にうつらせたまふときより御左右に近侍し。慶長五年四月父につぎ。伊豆国市原の領主として。五千石領し書院番頭となり。関原の役に扈從し御右備にあり。その十一月十七日従五位下に叙し

備中守とと称し。のち相州一宮にて五千石加へ給はり。すべて一万石領し。十五年十二月廿四日下野国鹿沼の地にて。五千石加恩たまはり一万五千石となり。十六年八月大番頭になり。黑白布交の幕をたまひ。歩卒百人を属せらる。

大坂前後の戦には 台徳院殿にしたがひ。ならびなき高名をあらはし。首二十五級切て奉る。されば軍終てのち。御家人等の軍功を糺明ありしにも。皆正次を証人とはした

り。元和二年その勅賞として。下野国西方七千石加へえられ。すべて二万二千石となり奏者番命ぜられ。三年九月上総の大多喜の城主となり。八千石加へて三万石を領す。

五年相模国小田原の城主にせられ。二万石加へて五万石になされ。九年武州岩槻の城にうつり。五千石加へられ五万五千石となり。七月執政の職蒙り。寛永二年十二月十一日。千石加へられ。三年四月六日大坂定番になる。此時摂州にて三万石加へられ八万六千石になり。五万石の軍役をもて大坂城を守るべしとて。月俸七百五十石そへ給ひ。

この時……大坂加賀の輩交代同日たるがゆへ、混乱甚しきよし申により、自今以後つぎ交代すべきむね台命あり。またおほせによりて大坂町中地子銀免許のことを沙汰す。

寛永十一年十一月五日肥前国島原一揆おこるのよし、豊後国府内の御目付林丹波勝正、牧野伝蔵成純より継船をもつて注進す。よりて正次定番稻垣撰津守重綱、町奉行久貝因幡守正俊、曾我丹波守古祐、御船手小浜民部丞光隆等を城内に会し、其注進状を披見す。各議していふ、いそぎ江戸に言上し、御下知を待べしと。正次がいはく、両葉にしてきらざれば、斧を用ふるにいたる。時日をうつさず、九州の諸大名に下知をつたへ、これを退治すべし。

江戸の御下知をまつときは、往反數日を経、一揆ますます勢に乗すべしとて豊後の御目付に下知を伝へて、のちこれを江戸に注進す。

十三日今度正次がはからひみな上意にかなふところなり。自今以後かかることがあるにをいては、はばかるところなく下知をなすべきむね奉書もておほせ下さる。

寛永十五年四月二十二日 関東の封地のうち四万六千石を、嫡男対馬守重次に譲り、一万石を孫徳千代正令にあたふ。(元)正保元年七月 御起居をうかがはむがために江戸に参る。正保元年十月十五日 従四位下に叙す。

正保元年十一月 いとま中のとき時服、黄金をたまひ……正保四年九月 正次大坂にありて病に罹るのよし台聴に達し、

十五年四月廿二日関東封地の内四万六千石を其子重次。一万石を嫡子修理亮政澄が子徳千代正令に与へ。其身は三万石領したり。去年十一月二日病急なりと聞召。其子重次暇給はり大坂にのぼりしが、同月十四日卒す。寿七十九歳。(寛永系譜、藩翰譜、寛政重脩譜)世に伝ふる所は。重次看侍の暇給はり。夜を日につき十一月四日大坂にのぼり。父正次が病体を見るに、はや危篤に見えしかば。其地の奉行、城番の人々に向ひ。父が病はや旦夕に迫りたりと覺ゆ。かくて御城に有て死せん事は。君が御座所を汚すに似たり。速に私の別業にうつし候はんはいかにといふ。各尤さる事なりと答へしかば。重次はなくなく父が枕元に近づき。其事を申ける。正次これを聞。全く汝が諫をふせぐにはあらねど。汝が諫る所正次が本意にあらず。その故は。正次この城代を蒙りのぼるとき。御座近く召て。抑大坂の城は王畿の内にあり。近くは皇城の鎮護とし。遠くは南海。西海。山陽。山陰の要路にあたり。西南數十州の鎮たり。汝当家財閥の功臣といひ。今まで汝にまさる宿老。者將なし。よて我代官として此職を任ぜる処なりと仰下さる。そのとき正次。不肖の身を以て。かゝる大任を蒙る事。身の置所をしらず。方に四海泰平にて。干戈の憂なしといへども。もしこの後方が一も不慮に城闕を窺ふ事にあらんには。正次命有かぎりは。誰にか城を人手に渡し候べき。これ正次が奉公の節に仕り候と答奉りてのぼりたり。しかるに城中に死して。君の御座所を汚すの恐れ有に似た

正保四年十一月二日 嫌男重次をめされ懇の仰をかうぶり、いとまたまはりて大坂におもむく。

正保四年十一月八日 重次かの地にいたるのところ、正次起居やすからずといへども服をあらためて対面す。……

正次いさか所存ありとて定番をよび町奉行の輩をまねき、某末期ちかきにあり。よりて重次我を諫て城中を避けしといふ。しかりといへどもかつて当職に任せらるる

のとき、某自然不慮の事ありとも息の通はむほどは、御城を他人にわたさじこたへたてまつりぬ。存命のあひだ御下知なくして避べきはれなし。また城中に死せば穢のはばかりありといふ事、ことはりあるに似たりといへども、凡城は勇士の墳墓なり。これを枕とし死するもの豈穢を論ぜむや。しかれども今重次辱く評定衆の列に加へらる。子なりといへどもかれが一言誣ふべからず。

よりて父子が所存を江戸に言上し、公裁に任すべきかといふ。各その旨に同ず。即時に縦飛脚をもつてこれをうかがふ。

正保四年十一月十日上聴に達するところ御感浅からず。もと

より正次がかかるところざしなるをしろしめさるるがゆへに、御城を託しをかれしなり。その所存にまかすべきよし仰くださる。正次欣然として命の辱きを拝す。

正保四年十一月十四日 大坂城にをいて卒す。年七十九。

……遺言により摂津国川辺郡にをいて火葬し、……室は佐原作右衛門義成が女。

れども。凡そ城を築き兵をこめ置の意。事の危きにのぞめば。戦士死を以て守るべき爲なり。もし死をいむならば城築かざることまされ。これを思ふに我命絶ざらん間は。城中を退ん事は正次が素懐にはあらず。されど不肖の正次。老病身にせまり心神みだれて。今いふ所義に当たりたりとも定めがたし。汝らの事を人々にもはかり。急に江戸に伺ひて御下知に従ふべしと申ければ。重次は申に及ばず。城番。奉行等も。その詞理なきにあらずと。急に早馬を立て江戸に伺ふ。この使十日戌刻江戸に到着し。その旨聞えあげしに。正次が申所甚御感あり。尤神妙に思召所なり。たゞその儘城中に候べしと抑下さる。その十二日この使かへりつき。正次この仰を伝へきゝ感涙にたえず。わづか一日をして卒せしとぞ(藩翰譜)

慶安元年九月廿六日 阿部対馬守重次坂城より帰謁す。

〔大阪編年史 第五卷〕

寛永三年四月六日、幕府・阿部正次ヲ以テ大坂城代トナス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、大坂再興之事)

寛永三年七月二十五日、前將軍秀忠・大坂ニ到ル。(梵舜日記、徳川実紀)

寛永三年七月二十七日、幕府・大坂城中ノ条目ヲ定ム。(徳川禁令考、徳川実紀)

寛永三年七月三十日、前將軍秀忠・大坂ヨリ京都ニ帰ル。(梵舜日記、徳川実紀、寛政重修諸家譜)

寛永三年九月十六日、將軍家光・大坂ニ到ル。(徳川実紀)

寛永三年是歲秋、大坂城代阿部正次・真田丸並ビニ慶元役ノ仕寄場三ヶ所ノ破却ヲ命ズ。(石山要録)

寛永五年二月二日、幕府再ビ大坂城修造ノ法度ヲ布ク。(東武実錄、徳川実紀、大坂城誌、徳川実紀)

(以下、大坂城修築關係の記事は省略)

寛永五年三月二日、大坂城代阿部正次病ニ罹ルト聞キ、將軍・内書ヲ賜ヒテ之ヲ慰問ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀)

寛永五年七月十一日、幕府・大坂城修築ノ竣工ヲ賞シ、細川忠利・其他助役ノ諸侯並ビニ其重臣等ニ時服・羽織ヲ賜フ。(徳川実紀、藩譜採要)

寛永七年六月二十一日、大坂城中ノ法度ヲ定ム。(東武実錄、徳川実紀、「参考」略譜)

寛永七年十一月三十日、京橋口定番高木正次卒シ、跡役ヲ置カレザルコト十八年ニ及ブ。(明良帶録、石山要録、累代武鑑抄)

寛永九年正月二十六日、幕府・目付宮城和甫ヲ京師及ビ大坂ニ遣ハシ、旨ヲ板倉重宗・阿部正次ニ伝ヘ、前將軍薨去ニヨリ、関西諸侯命ナクシテ江戸ニ到ルコト勿ラシメ、又、曾テ布令スル所ノ制法ヲ遵守セシム。(東武実錄、江城年録、本光国師日記、寛永諸家系図伝)

寛永十一年閏七月二十五日、將軍家光・大坂ニ往キ、諸有司ニ二物ヲ賜フ。差アリ。大坂城代阿部正次饗獻ス。(寛政重修諸家譜、大坂三郷町中御取立承伝記、比田氏諸留・徳川家紀、大坂再興之事)

寛永十一年閏七月二十八日、家光・大坂ヨリ京師ニ還ル。(小槻宿祢日次記、大内日記、寛永日記、寛永後上洛記、紀年録、徳川実紀)

寛永十四年十一月六日、島原・天草ノ急報大坂ニ達ス。是日、京都所司代板倉重宗・大坂城代阿部正次・九州諸大名ニ檄シ、各封内ヲ警戒シテ、民人ノ出入・兵器ノ売買ヲ禁ジ、且、乱ヲ作ス者ハ命ヲ請ハズ、速ニ之ヲ誅スベキヲ令ス。(大内日記、諫早記録、細川家記、五本島原記、寛政重修諸家譜)

(以下、島原・天草の乱關係の記事は省略)

寛永十六年三月七日、大坂大番ノ条目ヲ定ム。（徳川禁令考）

正保四年十一月十四日、大坂城代阿部正次卒ス。（正保錄、慶安日記、人見私記、御当家紀年録、慶延略記、譜牒余録、阿部福山家譜、

〔参考〕雨雪之友、前橋旧藏聞書、野翁物語、続武家評林、寛政重修諸家譜、大坂再興之事、石山要録）

初期の大坂城代として数々の逸話を有する人物である。島原の乱にかかわっては、既稿でもふれたが、寛政譜の記事からも、後の大坂城代に与えられた権限の確立過程を伺わせる。卒去直前の逸話も大坂城に限らぬ場面である。省略したが、正次が豊臣秀頼の助命をみとめた家康の意思に反して、井伊直孝らと謀つて攻撃を強め、秀頼を自刃せしめたとする逸話とともに、幕府の形成・確立に直接貢献した典型的な人物像を物語る。ただし大坂・江戸間の日程については疑問が残る。なお卒去の日は、柳嘗補任・寛政譜の間に一日のずれがある。

『柳嘗補任』は、4 稲垣重次、5 永井直清としているが、実紀の慶安元子二月十日条には、永井日向守直清の大坂城支配に関する記事がある。

4 永井 直清

（なまきよよし）

慶安二丑十月廿五日ヨリ大坂御城代 壱年代仮役

（仮役）永井日向守（直清）

同 三寅年迄

〔寛政重脩諸家譜〕

天正十九年 生る。永井右近大夫直勝が一男。母は阿部伊予

正保四年十一月廿五日 大坂城代阿部備中守正次卒せし由聞え

ければ。其子対馬守重次井に永井日向守直清へ。急脚もて

奉書をつかはさる。

慶安元年二月十日 大坂城守りの事は。阿部備中守正次卒して

後いまだこれを補はれず。

これは猶精しく其器を選ばれて命ぜらるべきは。日光山

御詣の間。永井日向守直清大坂城にまかりて大小の事はか

らひ。故備中守正次が家人等も其ままに邸内に居らしめ。

慶長十九年 大坂御陣のとき水野監物忠元が手に属して供奉す。
元和元年の役にしたがひたてまつり、五月七日の合戦に……
首二級を得て実檢に備ふ。

元和元年十一月上総国埴生、長柄、下総国葛飾三郡のうちに

〔徳川実紀〕

後御書院番となる。

慶安元年二月十日 大坂城守りの事は。阿部備中守正次卒して

奉書をつかはさる。

これは猶精しく其器を選ばれて命ぜらるべきは。日光山

御詣の間。永井日向守直清大坂城にまかりて大小の事はか

らひ。故備中守正次が家人等も其ままに邸内に居らしめ。

をいて采地五百三十石をたまふ。

元和五年五月洛にのぼらせたまふのとき、父直勝とおなじくしたがひたてまつる。……後西城に勤仕し、

寛永三年正月 父が遺領上総国市原長柄、下総国千葉三郡のうちにをいて三千五百石の地をわかつ賜ぶ。

このとし御上洛によりしたがひたてまつる。……

寛永九年四月七日 御書院の番頭に列し、

寛永九年十一月十八日 従五位下日向守に叙任し、

寛永九年十一月二十日 上総国長南領の内にして三千石を

くはへられ、旧知をよび新墾田を合せて八千石を領す。

寛永十年三月二十五日 職をゆるされ一万二千石を増加あり、

さきの采地をあらため、山城国紀伊、乙訓、攝津国芥川、

太田四郡のうちにをいてすべて二万石をたまひ、山城国長岡の勝竜寺に住す。後居所を同所神足寺にうつす。……

寛永十一年七月 御上洛のとき宿割をつとむ。……

寛永十九年七月 封地へのいとまたまはり、兄信濃守尚政とともに京都、大坂の諸奉行等とはかり、窮民賑救の事を

沙汰すべきむね仰をかうぶる。

このとし はじめて蕨有院殿にまみえたてまつり、……

正保三年十月 暫たまふのとき、鈎命により板倉周防守重宗在府のうち時々上京して、禁裏をよび洛中洛外の諸事を

沙汰し、また高野山におもむき密に衆徒の挙動をうかがひて上間に達す。

正保四年十二月三日 さきに大坂の城代阿部備中守正次卒す

年頃正次が政令をみださず指揮し。もし人数用ゆる事あらんには。正次が家士等を直清引率して。とり行ふべしと仰下さる。

慶安二年七月四日 永井日向守直清山城正竜寺より攝津高槻に

転封し。一万六千石加へて三万六千石になさる。(日記)

寛文十一年三月十日 摄津国高槻城主永井日向守直清遺領三万六千石を。其孫市正直時につがしめらる。

この直清はもとの右近大夫直勝が二子なり。七八歳の時よりしばしば 神祖。 台徳院殿を拝し奉り。 大猷

院殿三歳の御時より拝謁し。

直清十四歳にて 台徳院殿につかへ小姓となり。のち書院番士にうつり。大坂両度の軍に供奉し。五月七日の戦に

よき首一切て奉る。その十一月初て采地五百石余賜はり。

寛永三年正月父が没せし時所領分られ三千五百石となり。

九年四月七日書院番頭にのぼせられ。十一月十八日爵ゆりて日向守と称し。其廿日三千石加恩ありて。私墾田を合せ

八千石を領す。十年三月廿五日職免され。山城国にて長岡勝然寺の地加へ給はり。二万石を領す。慶安二年七月四日

今のが城賜はり。三万六千石になされ。此正月九日八十一歳にて卒したり。

るにより、其家臣等が作法等を指揮すべきむね奉書もて

おほせをかうぶり、

慶安元年二月十日 日光山に詣たまふ御留守のあひだ、大坂

におもむき正次職にありしときのごとく、勤番守衛等の

事はからふべきむね鈞命をかうぶる。

慶安元年三月十三日 またおほせ下さるるむねありて、俄に

大坂城にいたり、かの城をまもる。

慶安元年九月十日まで かの城をまもる。
慶安二年七月四日 一万六千石を加恩あり、さきの領地を転

じて摂津国芥川、太田、川辺、能勢、島下、住吉六郡の

内にをいて三万六千石を領し、高槻の城主となる。

慶安四年 大猷院殿の靈柩に陪從して日光山におもむく。

承応二年六月二十三日 禁裏炎上により、兄尚政とともに

すみやかにはせのぼりしかば……

この時所司代板倉周防守重宗在府せしにより、御むねをうか

がひて尚政及び五味備前守豊直とはかりて禁中のことを

沙汰す。

承応二年閏六月十八日 兄尚政と一紙の奉書を下され、禁裏

造営の事を奉行すべしとのおほせをかうぶる。……

万治三年十月二十七日 大坂城の普請を勧めしにより家臣等

に物を賜ふ。

寛文二年二月十五日 摂津国川辺、能勢二郡の領地をあらた

めて、丹波国桑田郡のうちにうつさる。

寛文四年十月所司代牧野佐渡守親成在府せるにより、直清が

参府の期を延られ、時々女院（東福院徳川和子）御所へ候し御氣色をうかがひ、もし不慮の事あらばすみやかに上京して諸事をはからふべきむね、奉書をもつて仰ぐださる。

寛文十一年正月九日高槻にをして卒す。年八十一。……室は

高木筑後守政次が女。

〔大阪編年史 第五卷〕

慶安元年二月十日、幕府、永井直清ニ大坂城勤番ヲ命ジ、仮ニ城代ノコトヲ執ラシム（徳川実紀、石山要録、名なし草）

慶安元年二月十六日、目付松平重次、大坂町奉行ト為リ、与力三十騎・同心五十人ヲ隸属セシメラル。（徳川実紀）

慶安元年六月二十六日、幕府、保科正貞・内藤信広ヲ以テ大坂城番ト為シ、各一万石ヲ加ヘ、正貞ヲ一万七千石、信広ヲ一万五千石トナス。定番ノ配下与力十人・同心二十人ノ旧制ヲ改メ与力三十騎・同心百人ヲ隸属セシム。

（慶安日記、紀年録、万年記、曾我日記、慶安日記増補、慶延略記、寛政重修諸家譜、徳川実紀、石山要録）

これらの資料に従い、冒頭の『柳當補任』の大坂城代就任時期を訂正しなければならない。とりあえず就任順のみ入れ替えておく。

淀・高槻の永井両家は、京・大坂の中間に置かれ、京都所司代および大坂城代を支える重要な役割を果たしていく。しかし永井家からは直清のみが大坂城代に当たっている。『柳當補任』と寛政譜との任期は異なって、寛政譜「慶安元年二月十日」任命の記事は、『柳當補任』では前任者稻垣摂津守の就任時にあたる。ただし仮役と表現されているように、実紀の卒伝には記されていない。

5 稲垣 重次〔重綱〕^{しげつな}

慶安元年二月十日

大坂御城代

壱年代仮役

稻垣摂津守（重次〔重綱〕）

同 二丑十二月 日

辞

壱年代仮役

〔寛政重修諸家譜〕

天正十一年 三河国に生る。

慶長五年 台徳院殿(秀忠)信濃国上田城を攻たまふのとき

牧野康成に属してしたがひたてまつり、

慶長十二年 仰によりて父長茂とともに伏見城を守衛す。

慶長十七年 遺領を継。

元和元年(一六五五) 大坂御陣のとき酒井家次に属して従ひたてまつり、

五月七日の合戦に後陣に備へしが、……。このとき重綱

が手に獲ところの首二十九級なり。

元和二年 一万石を加へられ領地を転じ、越後国刈羽郡のう

ちにをいて二万石を領し藤井に住す。

元和六年 越後国蒲原郡のうちにをいて三千石の加恩あり。

同郡三条城を賜ふ。

元和九年(一六五三) 大坂の定番となり、

寛永三年 御上洛のとき 八月十九日かの地にをいて従五位

下撰津守に叙任す。

正保一年(一六四五) 江戸に参り、七月いとまたまふのとき大猷院殿

(家光より備前兼光の御刀、嚴有院殿(家綱)より信国

の御脇指をたまふ。

慶安元年九月 大坂の城代にすすみ、

慶安二年十月二十五日 職を辞し、
慶安四年九月十九日 封地をうつされ三河国刈屋城をたまふ。
承応三年正月八日卒す。年七十二。……。室は森川金右衛門

氏俊が女。

〔徳川実紀〕

元和九年八月 高木主水正正次。稻垣平右衛門重綱。共に大坂

城定番命ぜられ。正次は千石加へ一万石になさる。

寛永三年八月十九日 従五位下に叙するもの十七人。：稻垣平

右衛門重綱は撰津守と称す。

慶安一年十月廿五日 内藤豊前守信照。大坂定番命ぜられ拝謁す。

旧職稻垣撰津守重綱は病もてゆるされ旧班に復す。

慶安四年九月十九日 稲垣撰津守重綱が遺領二万

石を。嫡孫膝三郎重照につがしめ。二千石を二男數馬茂門

に分たしめらる。

この重綱は故平右衛門長茂が子なり。慶長十二年父長茂に従て伏見の城を守る事三年。其後十七年父につぎ上州伊勢崎に住す。大坂前後の戦に。台徳院殿の先陣して首十九切奉る。其功を賞せられ。元和二年所領加へられ。越後国にうつり。刈羽にて二万石領し。六年同国三条の城

給はり。二万三千石になさる。九年大坂定番となり。
寛永三年八月十九日叙任して撰津守と称し。慶安元年九月大坂城代阿部備中守正次卒しければ。權に其職をつかさどり。二年十月廿五日ゆるされ。四年九月十九日今之城にうつり。此正月八日七十二歳にて卒せしとぞ。(日記、藩翰

譜、寛永系図)

〔大阪編年史 第四卷〕

元和九年是歲、幕府、大坂城定番ヲ置キ、三条城主稻垣重綱・大番頭高木正次ヲ之ニ補シ、且、正次ニ封ヲ加ヘテ万石ト為ス。(東武
実錄、紀年録、諸役人系図、稻垣家譜、高木家譜、寛政重修諸家譜、明良帶録、官職制度沿革史、寺院明細帳)
元和九年是歲、稻垣重綱、曹洞宗齋延寺ヲ真田山ニ建立ス。(寺院明細帳)

〔大阪編年史 第五卷〕

慶安元年九月十一日、定番稻垣重綱、大坂城代トナル。(寛政重修諸家譜、石山要録、累代武鑑)

慶安二年十二月四日、大坂城代稻垣重綱、病ヲ以テ職ヲ辞ス。是日、内藤信照、新ニ城代ト為ル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代
武鑑)

これらの資料に従い、冒頭の『柳營補任』の大坂城代就任時期を訂正しなければならない。とりあえず就任順のみ入れ替えておく。

6 内藤 信照 (のぶてる)
慶安二寅年ヨリ 大坂御城代 壱年代仮役
同 四卯年迄 (仮役) 内藤豊前守(信照)

〔寛政重修諸家譜〕

文祿元年 伊豆国韭山に生る。松平紀伊守信正の長男。母は

石川長門守康通女。

元和七年六月 従五位下豊前守に叙任し、

元和九年 大猷院殿御上洛のとき、したがひたてまつり、

寛永三年 遺領を繼、

この年 台徳院殿、大猷院殿洛にのぼらせたまふのとき、

〔徳川実紀〕

慶安二年十月廿五日 内藤豊前守信照大坂定番命ぜられ拝謁す。

旧職稻垣摂津守重綱は病もてゆるされ旧班に復す。目付

矢部藤九郎忠政は豊前守信照を伴ひ。上坂すべしと命ぜら
れ暇下さる。土岐縫殿助頼泰は大坂の日付にさされ同じく

暇給ふ。(日記)

承応元年五月十六日 内藤帶刀忠興。水野出羽守忠職。松平

扈從し、大猷院殿將軍宣下御拝賀のとき、供奉をつとむ。

寛永四年 城をあらため、陸奥国白川、菊多、常陸国多賀

三郡のうちにうつされ、陸奥国棚倉城に居す。

正保元年四月十日 仰をうけたまはりて、陸奥国三春城を守衛す。

慶安二年十月二十五日 大坂の定番となり、のち許さる。

寛文四年四月五日 旗有院殿より領地の御朱印を下さる。

これ父信正がとき、東照宮、台徳院殿より御朱印を賜ふ

といへども、封地をうつされしにより、改め下さるところなり。

寛文五年正月十九日 卒す。年七十四。……室は阿部備中守

正次が女。

〔大阪編年史 第五卷〕

慶安二年十二月四日、大坂城代稻垣重綱、病ヲ以テ職ヲ辞ス。是日、内藤信照、新ニ城代ト為ル。（寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代

武鑑）

承応元年六月六日、人アリ。大坂城ニ闖入ス。当直ノ同心數人皆死ヲ賜フ。（石山要録）

承応元年九月五日、幕府、大番飯田七郎右衛門等十三人ノ大坂城戌役中ノ罪ヲ糺シ、之ヲ獄ニ下ス。（寛明日記、大坂再興之事、石山

要録、名なし草、寛政重修諸家譜、累代武鑑）

就任時の寛政譜「慶安二年十月二十五日」は、『柳營補任』では前任者永井直清の就任時としている。また寛政譜では「大坂の定番」としており、大坂城代とはしていない。『柳營補任』の一章「年代仮役」との表現に対応する。具体的には『徳川実紀』の当該条に示されている。

丹波守光重と輪番して。大坂城代の事を舉はるべしと仰付らる。これは内藤豊前守信照職とかん事をこぶによてなり。

（藩翰譜）

寛文五年三月廿六日 陸奥国棚倉城主内藤豊前守信照遺領

五万石を。其子撰津守信良につがしめらる。

この信照は故紀伊守信正が子にて。元和七年六月叙爵して

豊前守と称し。寛永三年家つぎ。四年近江国長浜の城より

今之城にうつり。慶安二年十月廿五日大坂城代となり。

承応元年五月職を辞し。この正月十九日七十四歳にて卒せ

しなり。（日記、藩翰譜）

7 稲垣 忠胤 慶安四卯十一月廿五日ヨリ大坂御城代 壱年代仮役 (仮役) 稲垣摂津守(忠胤)
承応元辰年迄

当該人物は不明。松尾「一覽」では、水野忠職(忠胤)に比定する。寛政譜・実紀に従えば妥当である。

8 水野 忠次 承応元辰九月十五日ヨリ大坂御城代 壱年代仮役 (仮役) 水野出羽守(忠次)
同 三年午年迄

〔寛政重修諸家譜〕忠職

慶長十八年 生る。父隼人正忠清が二男、母は加賀大納言

(前田)利家が女。兄忠次は寛永五年卒。

寛永十一年十二月晦日 従五位下出羽守を叙任し、

正保四年八月二十一日 遺領を継。

正保四年九月十六日 襲封を謝するのとき、……嚴有院殿

(家綱)に左弘行の刀をたてまつる。

慶安元年六月十日はじめて領地にゆくのいとまたまひ、……

承応元年五月十六日 大坂の城代となり、のち内藤帶刀忠興

松平(戸田)丹波守光重とおなじくかはるがはる彼城を

守る。

承応三年十一月十日 さきに大坂城修補のことをつとめしに

より、家臣等に物を賜ふ。

万治二年十一月二十三日 新墾田五千石を弟周防守忠増に

わかつあたへ、

寛文二年 青山因幡守宗俊大坂の城代となるにより、彼地の

〔徳川実紀〕

承応元年五月十六日 内藤帶刀忠興。水野出羽守忠職。松平

丹波守光重と輪番して、大坂城代の事を奉はるべしと仰付

らる。(藩翰譜)

承応三年十月三日 水野出羽守忠職は大坂より帰り。慰労の

御詞を給ふ。(御側日記)

承応三年十二月十日 坂城天守の修理に助役せし水野出羽守

忠職が家士に。時服。羽織をたまふ事差あり(御側日記)

寛文八年八月廿一日 信濃国松本の城主水野出羽守忠職が遺領

七万石を。長子中務少輔忠直につがしむ。

この忠職はもとの隼人正忠清が子にて、正保四年五月廿八

日忠清卒しければ家をつき。寛永十二年十二月晦日叙爵し

て出羽守と称し。承応元年五月十六日内藤帶刀忠興。松平

丹波守光重と輪番交替して、大坂の城を守るべしと仰下さる(これをかりの城代と唱ふ)。この六月廿六日五十六歳にて卒せしなり。(日記、藩翰譜)

守衛をゆるさる。

寛文四年四月五日 はじめて領地の御朱印を下さる。……

寛文八年六月二十六日 卒す。……室は中川内膳正久盛が女。

〔大阪編年史 第五巻〕

承応元年九月十五日、幕府、水野忠職・内藤忠興及ビ松平光重ニ命ジ、三ヶ年ヲ期シテ交々大坂城代タラシム。

是日、忠職先ヅ城代ト為ル。(大坂再興之事、石山要録、名なし草、寛政重修諸家譜、累代武鑑)

承応三年八月二十五日、再ビ大坂城中ノ条目ヲ定メ、別ニ下知状ヲ城代・定番・町奉行ニ下シテ施政ノ大綱ヲ知ラシム。(徳川禁令考)

承応三年十二月十日、幕府、前城代水野忠職ガ大坂城修理ノ功ヲ賞シ、其家臣ニ物ヲ賜フ。(寛政重修諸家譜)

〔大阪編年史 第六巻〕

寛文元年閏八月七日、松本城主水野忠職、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書、名なし草)

寛文元年是歳、城代水野忠職等、城中ヲ巡守シ、穴藏ヲ造リテ火薬ヲ貯蔵ス。(大坂再興之事)

『柳營補任』の「忠次」は、寛政譜によれば兄の名である。実紀も「忠職」を探る。

9 内藤 忠興(たかよし) 承応三年三月三日ヨリ 大坂御城代 仮役

明暦元申年迄

内藤帶刀(忠興)

〔寛政重修諸家譜〕

文禄(文禄二年) 生る。父左馬助政長が長子。母は三宅惣右衛門

康貞が女。

慶長(慶長二十年) 四月 台徳院殿御上洛のとき扈從し、従五位下に叙

〔徳川実紀〕
承応元年五月十六日 内藤帶刀忠興。水野出羽守忠職。松平
丹波守光重と輪番して、大坂城代の事を舉はるべしと仰付

らる。(藩翰譜)

し、帶刀と称す。このとき御諱字をたまはり、忠長とめ

さる。……

元和元年三月二十五日 上総国佐貫のうちにをいて一万石を

たまふ。

台徳院殿の御陣にしたがひたてまつる。……

元和八年九月二十八日 父が領知を陸奥国に転ぜらるるのと

き、忠興が所領もまた彼地菊多、磐前、磐城三郡のうち

こうつされ、一万石を加へたまはる。……

寛永十一年十月二十八日 遺領を継七万石を領し、さきに

たまふところの二万石は弟兵部政晴にたまはる。……

承応三年三月三日 大坂の城代となり、松平(戸田)丹波守

光重、水野出羽守忠職とかはるがはる彼城を守衛す。

明暦三年正月二十日 かつて火災にかかりし市塵のものども

に粥賜ふのとき、其ことをうけたまはる。

万治二年 大坂本城及び天守等修造のことを勤む。……

寛文四年四月五日 廣有院殿(家綱)よりはじめて領知の

御朱印を下さる。

寛文七年十二月二十八日 従四位下に昇る。

寛文十年十二月三日 致仕す。……

延宝二年十月十三日卒す。年八十三。…… 室は酒井左衛門

尉家次が女。

承応三年八月廿五日 大坂城代内藤帶刀忠興赴任の暇給ふ。

御黒印の条約をさづけらる。

其文にいふ。

不虞[慮]の事あらん時は。三人相はかりて。万事よろしきやう令すべし。三人の輩はいふまでもなし。大番頭。加番に至るまで。かたく城外に出るべからず。教書なくては。戍役の外本丸二丸へいれしむべからず。下々にいたるまでたしかなるものをえらびかかゆべし。他はつぶさに下知状に載するものなりとぞ。

また老臣の下知状には。城中万事計策をもて。大事を託するやからあらばうたへ出べし。采邑または金銀にても。約束に一倍して褒賜あるべき旨。下々に至るまで厳に曉告すべし。加番。両町奉行。与力。同心。その外家人等。結姻の事互にはかり合べし。近国に所領ある普第の輩。家人といふとも。其人物をえらみ。たしかなるものならばとり結ぶべし。大番頭の家人等。戍役中結婚するは。これも前に同じかるべし。城米こころ入て腐爛せざらんやうにし。定額二十万俵減損せざるやう常に点検すべし。鉄炮の事加番の輩に分布し。火口ふげざるやう時々こころみ。台。かな具等点検し。弓もおなじく分布して試しむべし。その他器械常に点検して修繕を加へ置べし。火薬こころ入て出入し年経て用に堪へざるは新製すべし。もし数量減じたらんは。毎時増製して少しもをこたるべからず。市井を考察し、いぶかしきさまの者徘徊せしめざるやうにすべし。摂

河両国処置の事。前々のごとくよろづ両町奉行より令し。
和泉国は堺攻所より令すべし。西海の国々にて何等の事
おこるとも。遅緩して妨なきは。府に聞え上るに令すべし。
もし急遽の事は。府に聞え上るに及ばず。近地の京職板倉
周防守重宗。淀城主永井信濃守尚政にはかりて。兩人連署
して令し下すべし。西海の舟用ふることある時。急遽なる
には。是も重宗。尚政にはかりて近国にいひやり。遅々せ
ざらんやうにとり行ひ。もし遅緩して妨となざるは。聞
え上で指揮に任せし。鉄炮。玉薬。甲冑以下の械器。いづ
地にても急事あらん時は。伺ふに及ず重宗。尚政にはかり
てつかはすべし。遅緩してくるしからざるは。前におなじ
く聞え上べし。何事によらず急檢使つかはさるべきことあ
らば。これも重宗。尚政に相はかりてつかはすべしとなり
(尾張記、紀伊記、武家厳制録)

〔大阪編年史 第五巻〕

承応元年九月十五日、幕府、水野忠職・内藤忠興及ビ松平光重ニ命ジ、三ヶ年ヲ期シテ交々大坂城代タラシム。

(大坂再興之事、石山要録、名なし草、寛政重修諸家譜、累代武鑑)

承応三年九月、岩城城主内藤帶刀、大坂城代ト為ル。(石山要録、名なし草、累代武鑑、寛政重修諸家譜)

承応三年是歳、玉造口定番配下ノ与力・同心ニ宅地ヲ給与シ、与力ハ各四百八十坪、同心ハ各二百坪ト定ム。(石山要録)

(大阪商業史資料 雉喉場魚市場沿革史)

万治二年九月十五日、岩城城主内藤忠興、大坂城代ト為ル。(藤井氏覚書、名なし草)

万治三年三月十三日、幕府、大坂城代内藤忠興等ニ令シテ、大坂近傍ノ銃砲ヲ禁ズ。(徳川禁令考)

万治三年六月十八日、大雨・雷鳴甚シ。酉ノ刻、城内火薬庫ニ落雷シ、火薬爆発シテ多ク倉庫・櫓壁ヲ破壊ス。余勢城外

士民ノ邸宅ニ及ビ、破損スルモノ少カラズ。死傷者百余人ニ及ブ。(大坂再興之事、石山要録、大阪商業史資料、公務集、年代著聞集、続史愚抄、忠利宿祢日次記、武家秘録、曾我日記、万治錄、細川家記続編、青大錄、武門諸説拾遺)
(以下、関連記事省略)

万治三年七月十六日、老中松平信綱、大坂城修理ノ事ヲ管ス。因テ尼崎城主青山幸利・筆山城主松平康信・高槻城主永井直清ヲシテ其役ヲ助ケシム。(徳川実紀、寛政重修諸家譜、大坂再興之事、石山要録)

万治三年八月十八日、前日ノ大雨ニヨリ、大坂城壁數十間崩壊ス。(徳川実紀)、

10 松平 光重(かづかず) 明暦元申九月十五日ヨリ大坂御城代 仮役
万治元戌年迄

〔寛政重修諸家譜〕

元和八年(へいとねん) 松本に生る。父加賀守忠光が長子、母は菅谷氏。
寛永十年二月(へいとねん)はじめて大猷院殿(家光)にまみえたてまつる

(時に十二歳)。

寛永十一年六月朔日 叔父康直卒して嗣なきにより、封地を

収めらるべしといへども、代々の勲功、ことに祖父康長

は御幼稚のときより仕へたてまつりしゆへをおぼしめさ

れ、光重に其遺領をたまひ、……

寛永十一年九月 はじめて城地にゆくのいとまをたまひ、

寛永十二年十二月晦日 従五位下丹波守に叙任し、……

寛永十六年三月三日 明石を転じて美濃国厚見、方県、本巣、

席田、大野五郡のうちにうつされ、加納城に住す。……

明暦二年三月八日 大坂の城番となり、水野出羽守忠職、

〔徳川実紀〕

寛永十二年十二月晦日 叙爵十人（シヨクジトス）： 松平孫四郎光重は丹波

守（シヨウ）：と称し。(日記、寛永系図)

寛永十六年三月三日 松平丹波守光重は明石より加納へうつる。

承応元年五月十六日(へいとねん) 内藤帶刀忠興、水野出羽守忠職、松平

丹波守光重と輪番して、大坂城代の事を奉はるべしと仰付

らる。(藩翰譜)

明暦二年三月八日 松平丹波守光重大坂定番命ぜらる。

寛文八年九月廿九日 美濃国加納城主松平丹波守光重所領七万

石を分て。長子長門守光永に六万石。次子戸田孫十郎光澄。

三子孫七郎光賢に五千石づつ賜ふ。

この光重は故加賀守忠光が長子なり。寛永十年二月初て見

内藤帶刀忠興とおなじくかはるがはる彼城を守り、

守衛終てのち

寛文元年十一月十一日 さきに大坂城修補の事を勤めしによ

り家臣等に物をたまふ。

寛文四年四月五日 厳有院殿(家綱)より領知の御朱印を下

さる。……

寛文八年七月晦日 卒す。年四十七。…… 室は戸田左門

氏鉄が養女。

〔大阪編年史 第五卷〕

承応元年九月十五日、幕府・水野忠職・内藤忠興及ビ松平光重二命ジ、三ヶ年ヲ期シテ交々大坂城代タラシム。

(大坂再興之事、石山要録、名なし草、寛政重修諸家譜、累代武鑑)

明暦二年三月八日、加納城主松平光重、大坂城代ト為ル。(徳川実紀、石山要録、名なし草、累代武鑑)

明暦三年二月、幕府・二条・大坂両城戊役ノ番士往来ノ作法及ビ更代ノ順序ヲ規定ス。(徳川禁令考)

11 水野 忠胤 万治元戌年九月十五日ヨリ大坂御城代 仮役

水野出羽守(忠胤)

同 二亥年迄

〔寛政重修諸家譜」「徳川実紀」ともに水野忠職として、前掲。

〔大阪編年史 第五卷〕

万治元年三月十八日、幕府・松本城主水野忠職ヲ大坂城代ニ命ジ、令シテ爾後一年ヲ以テ更戍ノ期ト為ス。(徳川実紀、

石山要録、名なし草、藤井氏覺書)

万治二年四月二十七日、幕府・二条・大坂両城戊役ノ番士補欠差遣ノ制ヲ定ム。

え奉り。十一年叔父康直卒して嗣なければ。封地を收めらるべかりしに。世々の黙労。殊に祖父康長が夙夜の労を思召し。光重に家つがしむ。十二年十二月晦日叙爵して丹波

守と称し。十六年三月播州明石を転じて今之城にうつり。明暦二年三月八日大坂の城守る事奉る(權城代と唱ふ)。此七月晦日四十七歳にて卒しぬ。(日記、寛永系図、藩翰譜)

青山 宗俊

寛永十八日正月十一日

御書院番頭

青山因幡守(宗俊)

同 廿一申五月廿八日

大御番頭

青山因幡守(宗俊)

寛文二寅三月廿九日

元大御番頭

青山因幡守(宗俊)

延宝元丑六月十日 辞

大坂御城代 被任四品

*大番頭の項に「慶安元子三月 日 卒」とあるが、誤り。

〔寛政重修諸家譜〕

慶長九年生る。伯耆守忠俊が長子。母は大久保治右衛門忠佐
が女。

慶長十三年十一月 大猷院殿御着袴の儀あり、其日着したま
ふところの御長袴をたまふ。宗俊これを着し、父とともに

に登嘗し、御前に出てこれを謝したてまつる(時に五歳)。

元和三年 台徳院殿、大猷院殿に拝謁し、

元和七年(或は六年)五月二十七日 従五位下因幡守に叙任

元和九年 両御所(秀忠、家光)洛にのぼらせたまふのとき御先
に参り、

元和九年八月六日 大猷院殿将軍宣下御拝賀のときも供奉
をつとむ。

のち父が事に坐して相模国溝郷に屏居し、そののち父と
ともに遠江国小林村に移り住す。寛永九年赦免ありと
いへども、猶相模国今泉村に住す。

寛永十一年 大猷院殿御上洛のときしたがひたてまつり、

〔徳川実紀〕

寛永十五年十二月朔日 青山因幡守宗俊は三千石賜ひ。書院
番頭命ぜらる。(日記、……、寛政重脩譜)

正保元年五月二十三日 書院番頭青山因幡守宗俊。稻垣若狭守
太は大番頭となり。……宗俊はこの八月大坂戊戌役にま
かるべしといへども。新職にて何事も覚束なれば。今年

の戌役はゆるされ。明年若狭守重太と鬪取て。戌役をさだ
むべしと仰下さる。(日記)

寛文二年三月廿九日 青山因幡守宗俊二万石加へて五万石に
なされ。大坂城代仰付らる。(日記、年録)

延宝六年六月十七日 大坂城代青山因幡守宗俊職免さるる旨
駆命あり。(日記、年録)

延宝六年八月十八日 青山因幡守宗俊遠州浜松の城主になる。
(日記)

延宝七年四月九日 遠江国掛川城主青山因幡守宗俊遣領五万石
を。其子和泉守忠雄に賜ふ。

寛永十一年七月十八日御参内の御供に列す。

寛永十三年四月 日光山に詣たまふのときも扈從し、
寛永十五年十二月朔日 御書院の番頭となり、武藏相模両国
のうちにをいて采地三千石を賜ふ。

寛永十九年四月 日光山にままでたまふのときしたがひたて
まつる。

正保元年五月二十三日 大番の頭に転ず。

慶安元年閏正月十九日 信濃国のうちにをいて二万七千石を

加恩あり、別に佐久、小県両郡のうち一万五千石の地を

預けられ小諸城をたまふ。

慶安三年閏十月二日 はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。
寛文二年三月二十九日 大坂の城代にすすみ二万石をくはへ
られ、小諸を転じて摂津国住吉、川辺、島下、河内國若江、

茨田、河内、讃良、和泉国日根、大鳥、和泉をよび芥川領

のうち、遠江国敷智、相模国大住、武藏国橘樹、荏原十四郡
のうちにつされ、

寛文二年四月二十九日 武藏国橘樹、荏原二郡のうちにをい
て千七百六十石余の地をそへられ、都て五万石を領す。

寛文二年八月二十二日 大坂に行の暇申のとき、備前助吉の

御刀及び馬一匹をたまふ。

寛文四年四月五日 厳有院殿より、領知の御朱印を下さる。

寛文五年正月二日 大坂城の天守炎上のとき、宗俊がはから
ひよろしきにかなるのむね、御感の奉書をたまふ。

寛文九年 御氣色をうかがひたてまつらんがために江戸にお

この宗俊は故伯耆守忠俊が子なり。慶長十三年 大猷院
殿御歳五にして御袴着ありけるが。宗俊もそのとし五なり
しかば。宗俊にも袴着すべしとて。その日着したまふ御長
袴をたまはりしかば。父忠俊そのまま着せて。引きつれま
うのぼり。初見の札をとらしめたり。

元和七年五月廿七日從五位下して因幡守と称す。

九年父子ともに御上洛の供奉し。 大猷院殿將軍宣下
御拝賀のとき。酒井河波守忠行と左右にしたがひ奉る。

同じ十二月父忠俊罪蒙りて。相州に閉戸してありしとき。

宗俊も同じく蟄居す。寛永九年ゆるさるるといへども。猶

相模国今泉村に住す。十一年六月御上洛の御供し。御案内

の供奉に列す。十三年四月日光山にも扈從し。十五年十二

月朔日書院番頭になり。三千石給はり。十六年駿府に戍役

す。これ書院番の輩駿城在番の濫觴なり(これより先は大

番士これを勤む)。正保元年五月廿三日大番頭にすすみ。

慶安元年閏正月十九日加恩たまはり三万石になりて。信州

小諸の城主になさる。この時 大猷院殿御側近くめして

古播磨が孫といひ。伯耆が子といひ。かたがた粗略すべか

らず。父伯耆が我を教導せしことく。 竹千代(嚴有院殿
御事)を守立てよ。汝が父の配所にて死せし事。かへすが

へすも口おしく思召とて。御涙にむせびたまひければ。
宗俊かつ感じかつ恐れ。落涙して退きぬとぞ。

(正保二年五月廿九日大坂加番をつとめ)

寛文二年三月廿九日 大坂城代命ぜられ。二万石加へて

もむく。

寛文九年十二月二十六日 従四位下に昇る。

寛文十年三月六日 ……いとまたまふのときも賜あり。……

寛文十年三月七日 御紋の御小袖五領をたまはる。

延宝六年六月十七日 老を告て職を辞す。老中稻葉美濃守

正則上京の序に、大坂にいたりて鉤命を伝ふ。これ宗俊

老衰により、往来の勞をおぼしめざるところなり。

延宝六年八月十八日 封地を遠江国のうちに移され、浜松城

をたまひ、

延宝六年十一月二十五日 営中にをいて杖つこことを許さる。

延宝七年二月十五日 卒す。年七十六。……

五年正月二日大坂城に雷震せし時。
宗俊がはからふ所のこりなしして御感じにあづかり。

(天守の一重に御黒印。御下知状を奉安せし所。宗俊が家臣吉原善右衛門。大番中川市右衛門とはからひ。炎煙の中に飛び入てとり出せしと伝ふ)。

九年十二月廿六日江戸にめして。従四位下にのぼる。十年三月六日御手づから点茶をたまひ。くさぐさのもの賜はり御台所にも見え奉り。御盃下され。かづけものあまたたまはりて。また大坂にのぼりしが。在職十七年。齡既にかたぶきしかば。しばしば職とかん事をこひしに。

延宝六年一月稻葉美濃守正則上洛のとき免職の仰をつたふこれ宗俊老衰により。往来の勞を思召るるところなり。八月十八日遠江国今之城たまはり。十一月廿五日まうのぼりし日御台所にも見え奉る。この時より營中にも杖つく事をゆるさる。かく優待懇遇浅からざりしが。去年より老病しきりにて。此二月十五日七十六歳にて終をとれり。

(日記、藩翰譜、家譜)

(宗俊召返されし日。衆人の中に入りしを。堀田加賀守正盛見て。たれなりやと問しかば。側の人。こは青山因幡守に候とつしんで答ふ。正盛。伯州の姓かといひしに。宗俊かくとはせ給ふは。誰人におはしますと問しかば。傍より。こは加賀殿におはすなりとしらせしかば。宗俊聞もあへず。さては勘左が悴なりしかと申ける。当時権勢の正盛を見て。かくあしらふ事ただ人ならずと。人々舌をふ

〔大阪編年史 第六卷〕

寛文二年三月二十九日、幕府、大坂城代更番ノ制ヲ廃シ、小諸城主青山宗俊ヲ以テ城代ト為シ、攝河ノ地ニ五万石ヲ賜フ。(寛政重修諸家譜)

修諸家譜、累代武鑑、徳川実紀、殿中日記、慶延略記、青山筆山家譜、烏有私記、仰景錄、「付録」古老物語、「参考」寛政重修諸家譜)

寛文二年八月二十二日、幕府、大坂城代及ビ定番ニ二条令ヲ付ス。(御制法)

寛文四年閏五月十五日、幕府、大坂目付交代ノ期ヲ改メテ半年ト為シ、職俸百石ヲ給ス。(徳川実紀、殿中日記、寛文錄「参考」仕官格義弁)

寛文五年正月一日、大坂城ニ落雷シ、天守台全焼ス。(徳川実紀、石山要錄、「参考」大坂故事、大坂再興之事、大阪商業史資料、年代著聞集、住友家史垂裕明鑑抄、寛政重修諸家譜、聞書、堯恕法親王記、重房宿祢日次記、皇年代私記、板倉重矩常行記、青大錄、青山筆山家譜、寛政重修諸家譜、「参考」寛政重修諸家譜、落穂雜談一言集、後編雜話筆記、窓能寿佐見追加)

寛文五年正月十四日、旧制大坂船手頭一人ヲ改メテ二人ト為シ、高林直重・大橋親重ヲ以テ之ニ任ズ。(累代武鑑、徳川実紀、「参考」徳川実紀)

寛文五年二月四日、幕府、大坂船手頭ヲシテ小豆島・塩飽島ノ代官ヲ兼撰セシム。(寛文錄、寛政重修諸家譜)

寛文五年二月五日、幕府、小姓組稻宣直之ノ銃技ニ練熟セルヲモツテ、大坂鉄砲奉行ト為ス。(徳川実紀、寛文錄、寛政重修諸家譜)

寛文五年十一月二十八日、大坂大火アリ。(徳川実紀、寛文錄)

寛文六年是歲、鴨野二火薬庫及ビ江橋口定番屋敷ヲ建設ス。(安井氏由緒書、安井系譜、石山要錄)

寛文七年十一月十七日、幕府、大坂城代定番、町奉行ニ令シ、大坂城糧米ハ、毎年七万石・大豆三十石宛ヲ購入シ、戊役ノ俸禄ハ、七月迄ハ三年米・八月以後ハ二年米ヲ給シ、残余ノ三年米ハ之ヲ売却セシメ、大豆モ亦之ニ準ゼシム。(徳川禁令考)

寛文九年十月十八日、城代青山宗俊、大坂ヲ発シテ参府ノ途ニ上ル。

翌月二日、江戸ニ着シ、五日ヲ以テ將軍ニ謁ス。(大坂再興之事、徳川実紀)

寛文十年五月十日、城代青山宗俊、參勤ノ礼ヲ終リ、此日大坂に帰着ス。(大坂再興之事)

寛文十一年三月二十二日、定番配下ノ与力・同心ノ宗旨改ヲ行フ。(石山要錄)

寛文十一年三月二十四日、大坂戊役番士ノ交替期八月ヲ改メテ七月ト為ス。（徳川実紀、聞書、石山要録、大坂再興之事）
延宝二年六月十四日、畿内洪水、人家田畠ヲ流シ、人畜死傷多ソ。（堯恕法親王記、重房宿祢日次記、延宝錄、御徒方万年記、皇年代私記）

（以下、罹災記事・罹災関係記事は省略）

延宝四年是歳、城代青山宗俊ノ仲間、乱醉暴行ス。小姓向井左太夫、其數人ヲ斬ル。（聞書）
延宝六年六月十七日、城代青山宗俊老ヲ告ゲテ其職ヲ辞ス。（寛政重修諸家譜、徳川実紀）

青山宗俊は、3阿部定次について、大坂城代の在任中に從四位下に昇任する。これより先、離任後に從四位下侍従に昇任したのは、1松平忠明のみである。在職十七年は、2内藤信政・3阿部定次のあとは仮役がつづいた後、はじめて本格的な大坂城代であったことを示す。

13 太田 資次
延宝元丑六月十二日 任御奏者番

延宝四年七月廿六日 寺社奉行

延宝六年六月十九日 大坂御城代 武万石御加増、被任四品

貞享元子四月六日 於大坂卒

太田摶津守 資次
太田摶津守（資次）

太田出羽守 資次

〔寛政重修諸家譜〕
寛永六年 生る。備中守資宗が次男。母は板倉周防守重宗が女。

寛永十六年七月九日 兄資政とおなじくはじめて大猷院殿

（家光）
に拝謁す（時に十一歳）。

慶安四年十二月二十八日從五位下攝津守に叙任し、

〔徳川実紀〕

延宝元丑六月十二日 太田摶津守資次奏者番になる。（日記）

延宝四年七月廿六日 太田摶津守資次寺社奉行命ぜらる（日記）

延宝六年六月十九日 奏者番兼寺社奉行太田摶津守資次大坂城代仰付られ。二万石加へて五万二千石になさる。（日記）

貞享元年三月十一日 大坂城代太田摶津守資次。鎮所にありて

明暦二年八月 父資宗所領にありて病にかかるにより、

寛文十一年十二月十九日 封を襲、三万一千石を領し、三千

石をよび新墾田二千石を弟式部資良にわかつあたふ。

寛文十一年十二月二十八日 仰によりて雁間に候す。後代々

おなじ。

寛文十二年二月八日 はじめて城地にゆくのいとまをたまふ。

延宝元年六月十二日 奏者番となり、……

延宝四年七月二十六日より寺社奉行をかぬ。

延宝六年六月十九日 大坂の城代に補せられ、加恩二万石を

たまひ、これまでの所領をも改められ、摂津国住吉、

川辺、島下、和泉国日根、大鳥、泉、河内国若江、茨田、

河内、讚良、下総国豊田、常陸國河内、新治十三郡の

うちにをいて、すべて五万二千石余を領す。

延宝六年九月二十六日 いとま申のとき、相州行光の御刀

をよび馬をたまふ。

天和元年十一月六日 従四位下に叙せられ、則重の御刀なら

びに時服馬をたまふ。これ常憲院殿御代はじめて参府し、

貞享元年四月六日 大坂にをいて卒す。年五十六。……

室は宗対馬守義成が女。又卒し、能勢摂津守頼次が養女を

腫を患ふるをもて。医員牛丸道策某をつかはさる。(日記)

貞享元年三月十九日 太田備中守資直をめして。父摂津守資次

が病体御尋問あり。人蔘二斤賜ふ。(日記)

貞享元年三月廿八日 大坂城代太田摂津守資次が病危篤のよし

きこゆるをもて。其子備中守資直看侍の暇下さる。

貞享元年六月十一日 太田備中守資直。大目付林信濃守忠隆

ともに大坂よりかへり謁す。

貞享元年六月十四日 大坂城代太田摂津守資次が遺領五万二千

石をわかつて。長子備中守資直に五万石。二男帶刀資房に

二千石たまふ。

この資次は。故備中守資宗が一男なり。寛永十六年七月九

日初見し。慶安四年十一月廿八日從五位下に叙し摂津守と

称し。寛文十一年十二月十九日父資宗致仕の日家をつぎ。

弟式部資良に五千石分ち。延宝元年六月十二日奏者番とな

り。四年七月廿六日寺社奉行をかね。六年六月十九日大坂

城代となり。二万石益封せられ五万二千石になり。遠江の

浜松を転じて。摂河の地にて所領充られ。天和元年十一月

六日從四位下に叙し。この四月六日かの地にて卒せり。歳

五十六。(日記、藩翰譜続編)

「大阪編年史 第六卷」

延宝六年六月十九日、奏者番兼寺社奉行太田資次、大坂城代トナル。（徳川実紀、寛政重修諸家譜、累代武鑑、徳川禁令考）

天和三年七月十六日、大坂舟手頭二名ヲ改メテ一名ト為ス。（徳川実紀、累代武鑑）

貞享元年四月六日、城代太田資次卒ス。（寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書）

奏者番兼寺社奉行の経験者が大坂城代に就任する例の最初である。

14 水野 忠春 たなかほる
延宝九西二月十六日 御奏者番

延宝九西二月十六日 寺社奉行

貞享元年四月十三日 大坂御城代 仮役

同 年七月十三日迄

貞享二丑五月廿一日 御役被召放、閉門

水野右衛門大夫（忠春）

水野右衛門大夫（忠春）
水野右衛門大夫（忠春）

〔寛政重修諸家譜〕

寛永十八年 生る。監物忠善が長子。母は井上主計頭正就が

女。

慶安四年十一月二十三日 はじめて嚴有院殿にまみえたてま

（六五二）

つる（時に十一歳）。

承応三年十二月二十八日 従五位下に叙し、右衛門大夫と称

（六七六）

延宝四年十月二十五日 遺領を継、……

延宝七年七月十二日 はじめて領地にゆくの暇をたまふ。

（六八一）

天和元年二月十六日 奏者番となり、寺社奉行をかぬ。

〔徳川実紀〕

延宝九年二月十六日 水野右衛門大夫忠春奏者番命ぜられ。

寺社奉行を兼しめらる。（日記）

貞享元年四月十三日 寺社奉行水野右衛門大夫忠春かりに大坂

城代を命ぜらる。太田攝津守資次卒せしをもてなり（日記）

城代を命ぜらる。太田攝津守資次卒せしをもてなり（日記）

貞享元年四月廿六日 寺社奉行水野右衛門大夫忠春大坂のいと

ま給ふ。（日記）

貞享元年五月十日 大目付林信濃守忠隆は。水野右衛門大夫

忠春を引渡し事奉りて。大坂への暇給ふ。（水野以下、

浅草本、大坂城引渡し事奉はりていとまたまふ）

天和元年九月二十八日 来年朝鮮人来聘により、そのことを

うけたまはるべきむね、台命をかうぶる。……

(六四)
貞享元年

大坂の城代太田摂津守資次卒するにより、

貞享元年四月十三日 仰をうけて大坂にいたりかの城を守る。

貞享元年十二月

これをゆるさる。

貞享二年五月二十一日 奏者番・寺社奉行の両職をゆるされ、

詰衆に列す。

元禄五年十月十五日

卒す。年五十二。……室は松平(前田)

淡路守利次が女。

貞享元年六月十一日 太田備中守資直、大目付林信濃守忠隆

ともに大坂よりかへり謁す。

貞享二年五月廿一日 寺社奉行水野右衛門大夫忠春職ゆるされ

て雁間詰並となる。(日記)

元禄五年十二月十一日 三河国岡崎城主水野右衛門大夫忠春の

遺領五万石を。其子豊前守忠盈につがしめらる。

この忠春は故監物忠善が子なり。慶安四年十一月二十三日

初見し。承応三年十二月二十八日従五位下に叙し。右衛門

大夫と称し。延宝四年十月廿五日父が遺領をつぎ。天和元

年二月十六日奏者番を奉はり寺社奉行を兼ね。貞享元年四

月十三日かりに大坂城代命ぜられ。ほどなく土屋相模守

政直にかはりてかへり。二年五月廿一日職ゆるされ。この

十月十五日五十二歳にて卒しぬ。(日記、藩翰譜続編)

【大阪編年史 第六卷】

貞享元年四月十三日、寺社奉行水野忠春、權二大坂城代トナル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書)

貞享元年七月、城代水野忠春ヲ罷ム。(累代武鑑、寛政重修諸家譜、徳川実紀)

柳營補任にみえる「仮役」の意味は、奏者番兼寺社奉行のままで在任したことが、寛政譜で明らかになる。終期が柳營補任と寛政譜の間で異なる。また貞享二丑五月廿一日の記事は、両者の表記が微妙に異なつており、後者は家譜として提出されたものに基づく故である。奏者番兼寺社奉行をそのまま兼役として仮役の城代に任ずるという変則的な臨時措置である。

受取の事をつとむ。

(日記)
宝永七寅二月十五日 土屋相模守政直衰老により。直月井に連署の事をゆるさる。(日記)

天和二年二月十二日 土浦をあらためて田中城を賜ひ、駿河国志太、益津、遠江国榛原、城東、上総国山辺、常陸國

茨城六郡の内にをいて四万五千石を領し、

天和二年三月二十一日

貞享

元年

七月十日

大坂の城代にすすみ、摂津國島上、

島下、河辺、東成、住吉、和泉国大鳥、和泉、日根、

河内國若江、河内、茨田、讚良、近江国浅井、伊香十四郡

の内にをいて新恩一万石を賜ふ。

貞享二年九月二十三日

所司代に転じ、

貞享二年十月六日

従四位下に昇り侍従にすすむ。

貞享二年十月十六日

暇たまふのとき、御手づから備前元重

の御刀を賜ふ。

貞享四年十月十三日

老職となり、

貞享四年十月二十一日

田中をあらためて旧領土浦にうつさ

れ、常陸國新治、筑波、信太、茨城、和泉国大鳥、和泉、

日根、近江国伊香、下總国相馬九郡にをいて六万五千石

を領す。

貞享四年十一月四日

16 内藤大和守重頼所司代たるにより、

其事を奏せんがため京師に赴く。:

貞享七年四月二十一日

和泉国大鳥、和泉、南三郡のうちに

をいて一万石をくはへらる。

宝永七年二月十五日

齢古稀にをよぶにより、直月をよび

奉書の加判をゆるされ、京師の下知状、異国の書翰等は

十六日八十二歳にて卒去せり。(日記、藩翰譜続編)

雁の間詰たらしむ。

この政直は、故の但馬守数直が子にして。承応二年六月朔

日初見し。万治元年十二月廿八日叙爵して能登守と称し。

後相模守と改め。延宝七年五月十日家つぎ。同年九月十三

日奏者のことを奉はり。天和二年二月封を転じて。駿河国

田中の城をたまふ。貞享元子七月大坂の城代に補せられ。

二万石の加恩あり。一年九月廿三日所司代にうつりて。

十月六日従四位下の侍従にすすみ。四年十月十三日老職に

のぼりて。旧領常陸國土浦城にうつり。元禄七年四月十日

常憲院殿その邸に臨駕あり。おなじ廿一日一万石を加へた

まひ。宝永七年一月十五日優待ありて。宿老の職にありな

がら連署の事をゆるされ。正徳元年十一月朔日また一万石

の地をまし加へらる。すべて重職にあること三十一年。夙

夜の労をこたらず。享保三年三月三日また一万石の加恩あ

りて。職ゆるされ致仕せし後も。年々御鷹の雲雀などたまは

ること在職に同じ。しかるに七年十一月五日より病にふせ

しかば。宿老安藤対馬守信友して物賜はりしが。おなじ

十六日八十二歳にて卒去せり。(日記、藩翰譜続編)

貞享四年十一月四日 16 内藤大和守重頼所司代たるにより、
其事を奏せんがため京師に赴く。:
貞享七年四月二十一日 和泉国大鳥、和泉、南三郡のうちに
をいて一万石をくはへらる。
宝永七年二月十五日 齡古稀にをよぶにより、直月をよび
奉書の加判をゆるされ、京師の下知状、異国の書翰等は

猶連署すべき旨仰を蒙る。……

正徳元年十二月朔日 どしごろの精勤を賞せられ、常陸國

新治をよび和泉国のうちにをして一万石を加恩あり。

……

享保三年三月三日 政直重職にある事三十年余、齡も八旬
にちかきにより職をゆるさるといへども、猶しばしば登
營すべきむね恩命を蒙り常陸國筑波下總國相馬二郡に
をいて一万石を加賜せられ、すべて九万五千石を領す。

……

享保四年五月二十八日 致仕す。……

享保七年十一月十六日 卒す。年八十二。……室は松平若狭

守康信が女。卒す。繼室は六条中納言有知が女。

[大阪編年史 第六卷]

貞享元年七月十日、奏者番土屋政直、大坂城代トナリ、二万石ヲ加賜セラル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書)

貞享二年九月二十三日、城代土屋政直、京都所司代ニ転ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書)

京都所司代への転任は、ここに始まる。

（出典）

『柳營補任』では大坂城代の在任中に、從四位下侍従に昇叙したとあるが、寛政譜では京都所司代に就任後とする。後者であれば、その後の典型的コースがここに始まることになる。しかし『柳營補任』ではこの後も大坂城代の在任中に、從四位下侍従に昇る例が続く。貞享四卯十月十三日に、大坂城代、京都所司代、老中へと同時に前任者が昇格していく最初の例が見られる。

天保二年三月三十日 本面あるひより田中繁之助が、御内裏に
受取の事あつた。

（出典）

万治三子十一月廿八日 火消役 鉄砲組(御役屋鋪代官町)

内藤弥三郎(重頼)
内藤弥三郎(若狭守)
内藤若狭守(重頼)寛文二寅二月八日 御書院番頭・五番組
同 八申十二月四日 大御番頭・九番組内藤大和守(重頼)
内藤若狭守(重頼)
内藤大和守(重頼)

延宝四辰正月廿一日 御側衆

延宝八申十月廿二日* 德松様付江三千石御加増
延宝八申五月廿二日* 德松君御傳内藤大和守(重頼)
内藤若狭守(重頼)

天和三亥閏五月廿八日* 德松君薨去ニ付御免 「若年寄」

天和三亥閏五月廿八日* 德松君薨去ニ付御免 「若年寄」

内藤若狭守

(伊賀守 大和守 重頼)

貞享二丑九月廿七日 大坂御城代 式万石御加増被任四品

所司代 (侍従)内藤大和守(重頼)

(伊賀守 大和守 重頼)

元禄三年十一月廿七日 於京都卒

徳松君御傳の項では就任を延宝八申「五月」廿二日とするが、御側衆の項では「十月」とする。寛政譜では「十一月」である。おなじく御傳の項では天和三亥閏五月「廿八日」「徳松君薨去ニ付御免」徳松の死による罷免は、寛政譜では「三日」とある。

〔寛政重修諸家譜〕

寛永五年 生る。父百介正勝が長子。母は板倉周防守重宗が女。

寛永七年 重頼幼稚なるにより親族等がこふむねにまかせられ、父正勝が遺領のうち一万五千石をおさめられ、安房

〔徳川実紀〕

寛文二年二月八日 火消役内藤弥三郎重頼は書院番頭になり。
:(日記、御側日記)
寛文八年十一月五日 書院番頭内藤若狭守「重頼」大番頭になり。
:(日記)

国長狭郡のうちにをいて五千石を重頼にたまふ(時に三歳)。

寛永十二年三月二十八日 はじめて大猷院殿にまみえたてまつり、

万治三年十一月十八日

定火消となり、

万治三年十二月二十八日

布衣を着する事をゆるさる。

寛文二年二月八日

御書院の番頭にうつり、

寛文二年十二月二十七日

従五位下若狭守に叙任す。

寛文三年四月 嵩有院殿日光山にまうでたまふのときしたがひたてまつり、

寛文八年十二月五日

大番の頭に転じ、

延宝四年二月二十一日

御側となる。

延宝五年十一月十六日

安房国の采地を下野国芳賀、常陸国

那珂、茨城、真壁、信太、新治六郡の内にうつさる。

延宝八年十一月二十二日

徳松殿(綱吉子)に附属せられ傳

となり、上総国市原、常陸国新治、下野国芳賀三郡のうち

にいって三千石を加へらる。

天和二年五月三日

務を辞し、

天和二年十二月十日

若年寄となり、常陸国信田、新治、

河内三郡の内にいって新恩五千石をたまひ、すべて一万

三千石を領す。

貞享元年十二月十一日

伊賀守にあらため、

貞享二年六月二十三日

大和守にあらためたむ。

貞享二年九月二十七日

大坂の城代に転じ、攝津国有馬、

延宝四年二月廿一日 大番頭内藤若狭守重頼御側となり。書院番頭永井佐渡守直右大番頭となる。(日記)

延宝八年十一月廿二日 御側内藤若狭守重頼。大番頭堀田対馬守正英 德松君に附られ。各三千石加禄あり。(日記)

貞享元年十二月十日 寄合内藤若狭守重頼少老となり。五千石加秩ありて。一万三千石になり伊賀守と改む。

貞享二年九月廿七日 少老内藤若狭守重頼一万石加封ありて。大坂城代命ぜらる。(日記)

貞享四年十月十三日 京所司代土屋相模守政直宿老となり。大坂城代内藤大和守重頼所司代となり。奏者番松平因幡守

信興城代となり。一万石加へられ三万二千石になさる。

大坂城代命ぜらる。(日記)

貞享四年十一月廿九日 故京所司代内藤大和守重頼うせたるよし

注進あり。よて 禁裏附須田大隅守盛輔府にありしが。

俄に西上の暇給ふ。(日記)

元禄三年十二月廿九日 故京所司代内藤大和守重頼の遺領三万

三千石を。其子丹後守清松につがしめらる。

この重頼は百助正勝が子なり。寛永七年わづかに二歳にて父にわかれしかば。この時正勝が遺領二万石を削て。五千石給はり家をつぐ。十二年三月廿八日初見し。年やや長じければ。万治三年十一月十八日火消役となり。

寛文二年二月八日書院番頭にすすみ。同じ十二月廿七日叙爵して若狭守と称し。後に伊賀守また大和守に改む。

寛文八年十二月五日大番頭にのぼせられ。延宝四年二月廿

17

松平 信興

万治二子十一月廿五日 任竹千代君御傳
 万治二子十一月廿五日 御小姓組番頭・二番組、奥兼帶
 寛文二寅年 二千俵御加増

若年寄からの大坂城代就任は少なく、他に太田資晴と松平乗保のみである。

松平因幡守(信興)
 松平因幡守(信興)

〔大阪編年史 第六巻〕
 貞享二年九月二十七日、若年寄内藤重頼、大坂城代トナリ、二万石ヲ加賜セラル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

貞享二年十一月二日、城代内藤重頼ニ金八千両ヲ貸シ、赴任ノ資ニ充テシム。(徳川実紀)
 貞享四年十月十三日、城代内藤重頼、京都所司代ニ転ジ、奏者番松平信興、大坂城代トナリ、一万石ヲ下賜セラル。

(徳川実紀、寛政重修諸家譜、累代武鑑、藤井氏覚書)

元禄三年十一月二十七日 京都にをいて卒す。
 かの地新黒谷の金戒光明寺に葬る。室は久世三四郎
 広当が女。

川辺、島上、河内国渋川、丹北、若江六郡のうちにをい
 て二万石を加へられ、すべて三万三千石を領す。
 貞享二年十二月七日 暇たまふのとき、馬をひかる。
 貞享四年十月十三日 所司代にすすみ、この日持鎗二本を
 ゆるされ、

貞享四年十月二十一日 従四位下侍従に昇進す。

貞享四年十一月朔日 暇申のとき、備前長光の御刀をよ

び時服五領羽織一領 黄金二十枚馬一匹をたまぶ。

元禄三年十一月二十七日 京都にをいて卒す。

かの地新黒谷の金戒光明寺に葬る。室は久世三四郎

広当が女。

(日記、藩翰譜続編)

一日御側となり。八年十一月廿一日 徳松君につけられ。
 加秩給ひ八千石になされ。天和三年閏五月三日病もて職ゆ
 るされ。貞享元年十二月十日少老にぬきんぐられ。此とき
 地加へられて一万三千石になされ。
 二年九月廿七日大坂城代にうつり。また地加へられ三万
 三千石になる。四年十月十三日京職にすすみ。鎗二柄もた
 する事ゆるされ。同じ廿一日従下の四位して侍従に任じ。
 この十一月廿七日京にありてうせぬ。とし六十三なり。
 (日記、藩翰譜続編)

| | | | |
|------|--|--|-------------------|
| 同 | 七未正月廿五日 | 御側衆 | 松平因幡守(信衡) のぶひら |
| 延宝 | 七未七月十日 | 若年寄 | 五千石御加増 |
| 天和 | 二戌三月十九日 | 土浦城主被仰付、 五千石御加増ニ而御奏者番 | 松平因幡守(信衡) |
| 貞享 | 四卯十月十三日 | 大坂御城代 | 一万石御加増、被任四品 |
| 元禄 | 三午十二月廿一日 | 所司代 | 松平因幡守(信興) |
| 同 | 四未閏八月十二日 | 於京都卒 | |
| | | | |
| | | 〔徳川実紀〕 | |
| | | 万治三年十一月廿五日 小姓組番頭二枝攝津守守俊は書院番頭 になり。小姓松平因幡守信興。大久保出羽守忠朝は共に 小姓組番頭になり。なを御前に伺公すべしと命ぜられ。 各二千俵になさる。(日記 御側日記) | |
| (寛永) | 十二年四月二十日 | 〔徳川実紀〕 | |
| (寛永) | 七年生る。松平伊豆守信綱が五男。母は井上主計頭正 就が女。 | | |
| (寛永) | 十八年八月九日 めされて嚴有院殿に附属せられ、 御小性となり、のち中奥に候す。 | | |
| (寛永) | 四年六月十三日 御小性となり、 從五位下美濃守に叙任す。 | | |
| (承応) | 元年十一月七日 廉米千俵をたまひ、 明暦三年九月二十八日 因幡守にあらたむ。 | | |
| (万治) | 三年十一月二十五日 御小性組の番頭にすみ、廉米 千俵を加へられ、なを御小性をかね勤む。 | | |
| (寛文) | 二年四月十八日 父信綱が遺領武藏国埼玉郡のうちに をいて新田五千石を分かちたまひ、 | | |
| | | 〔日記〕 | |
| | | 貞享四年十月十三日 京所司代土屋相模守政直宿老となり。 大坂城代内藤大和守重頼所司代となり。奏者番松平因幡守 信興城代となり。一万石加へられ三万二千石になさる。 | |

寛文二年十二月二十七日 これまでの廩米二千俵合せたまはるのむね仰をかうぶる。

寛文三年四月 日光山にまうでたまふのとき供奉し、常憲院殿館林の城にうつらせたまふのとき、御使にさされてかの地にいたり、……

寛文五年四月十四日 東照宮五十回の法会行はせらるるにより、御使をうけたまはりて日光山にいたる。

寛文七年正月二十五日 御側にうつり、

寛文七年二月十日より 舞々猿樂の者を支配す。……

延宝三年十月三日 御使をうけたまはりて京師にゆくの暇申のとき、……

延宝七年七月十日 若年寄となり、下総国のうちにをいて

新恩五千石をたまひ、すべて一万二千石を領す。

延宝八年十二月二十六日 御鷹御馬の事をうけたまはる。

天和元年四月一日 御腰物方御数寄屋方を支配す。

天和元年七月二十二日 下総国結城、常陸国真壁二郡のうち

にをいて五千石を加へられ、信太三郡のうちにをいて五千石を加賜せられ、土浦城を賜ふ。

天和二年二月十九日 妻者番にうつり、常陸国新治、筑波、

貞享四年十月十三日 大坂の城代となり、攝津国島上、島下、川辺、東成、河内國若江、河内、讚良、下野國都賀郡等のうち

元禄二年十一月廿六日 大坂城代松平因幡守信興京所司代に補せられ。従四位下侍従に叙任す。(日記)

元禄四年閏八月十日 京職松平因幡守信興大病により。請まことに医員奥山立菴玄起をつかはさる。(日記)

元禄四年九月廿五日 京所司代松平因幡守信興死て。子なかりしが。いかなる心にや。死に臨み申文もささげざりしかど。御側松平右京亮輝貞は其甥なればとて。その遺領三万二千石を給はり。信興が家をつがしめらる。この時輝貞が采邑七千石はかへし奉る。

この信興は故伊豆守信綱が五男なり。はじめ采女と称し。寛永十八年八月 嶽有院殿(家綱)降誕のときよりつかへ奉り。慶安四年六月十三日小姓となり。

八月十六日叙爵して美濃守と称し。後に因幡守と改む。

承応元年十一月七日廩米千俵たまふ。万治三年十一月廿五

日小姓組番頭められて。猶小姓も故のごとく。かねて加秩千俵下さる。寛文二年四月十八日父信綱が所領のうち。私墾田五千石分ち給はり。今まで賜ひし廩米二千俵をも采邑にかへ。合て七千石になされ。七年正月廿五日御側となり。延宝七年七月十日少老にうつり。所領を益たまひて一万二千石になり。天和二年二月十九日妻者番にうつり。この時常陸國土浦の城給はり。益封せられ二万一千石になる。貞享四年十月十三日大坂城代に補せられ。また一万石加へられ。元禄三年十一月廿六日京所司代にうつり。

にをいて一万石を加恩あり、すべて三万二千石を領す。

貞享四年十一月朔日 大坂への暇申のとき馬をたまぶ。

元禄三年十二月二十六日 所司代にうつり、従四位下侍従に

昇進す。

元禄四年二月十五日 京師におもむくのとき、……

元禄四年三月七日 参内して竜顔を挙し、天盃をたまはる。

元禄四年閏八月十二日 京師にをいて卒す。年六十二。……

室は青山大膳亮幸利が女。

〔大阪編年史 第六巻〕

貞享四年十月十三日、城代内藤重頼、京都所司代ニ転ジ、奏者番松平信興、大坂城代トナリ、一万石ヲ下賜セラル。

(徳川実紀、寛政重修諸家譜、累代武鑑、藤井氏覚書)

元禄三年十二月二十六日、城代松平信興、京都所司代ニ転ズ。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

信興は四代将軍家綱の小姓から、小姓組番頭、側衆、若年寄、奏者番を経て、大坂城代、京都所司代に至つてゐる。将軍の側近であつたことが有力な要件だつたのだろう。奏者番に至るまでの経歴は他に見ない。

18 土岐 頼隆 よちなぶ 元禄三年十二月三日 御奏者番 士岐伊予守(頼隆)

元禄四末正月十一日 大坂御城代 一万石御加増、被任四品 土岐伊予守(頼隆)

同十四日十一月廿八日 所司代格式

正徳二辰二月二日 御役免

〔寛政重修諸家譜〕頼殷

寛永十八年 生る。山城守頼行が次子。母は某氏。

〔徳川実紀〕

元禄三年十一月三日 小笠原佐渡守長重。土岐伊予守頼殷。

従四位下して侍従に任じ。この閏八月十二日六十二歳にて

うせぬ。(日記、藩翰譜統編)

承応元年六月二十八日 はじめて歲有院殿にまみえたてまつる(時に十二歳)。

(^(六五)) 寛文三年十一月十九日 御書院の番士となり、

寛文五年十二月二十五日 廉米三百俵をたまひ、

寛文七年二月四日 中奥に候し、

寛文七年六月二十三日 御小性にうつり、

寛文七年十二月二十六日 二百俵を加へられ、

寛文七年十二月二十八日 従五位下伊予守に叙任す。

寛文十二年四月九日 御小性組の番頭となり、千俵を加賜せられ、奥勤をかぬ。

延宝六年五月二十七日 嫌子となり、其職をゆるさる。このとき稲米は收めらる。

延宝六年八月十六日 封を襲、おほせによりて帝鑑間に候す。

延宝七年六月十一日 はじめて封地にゆくのいとまをたまふ。

貞享二年九月晦日 鷹間に候すべきむね仰をかうぶる。のち

貞享四年七月六日 小田切加兵衛昌近をめしあづけられ、頼穂にいたるまでこの席に候す。

貞享四年十月二十一日 那須与一資徳が領知を没収せらるるにより、鉤命をうけて下野国にいたり烏山城をうけとる。

元禄三年十月十九日 さきに出羽国由利郡の論地を検視せし

家臣等に物を賜ふ。
元禄三年十二月三日 奏者番となり、
元禄四年正月十一日 大坂の城代に転じ、一万石を加へられ、
元禄四年二月十二日 さきにあづけられし昌近を酒井石見守

松平弾正忠正久ともに奏者番命ぜられ。佐渡守長重は寺社奉行を兼めらる。(日記)

元禄四年正月十一日 土岐伊予守頼殷大坂城代になり。一万石益封せられ三万五千石になる。持弓頭加藤平八郎泰堅大坂

町奉行となり。采邑五百石加へられ二千石になる(日記)

元禄十四年十一月廿八日 大坂城代土岐伊予守頼殷赴任のいと

ま給ふ。

けふ大坂城代土岐伊予守頼殷に。老臣もて仰下されしは。

公務の京にをいて所司代に達すべき程は。此後城代にも達すべければ。定番。大番頭。加番の輩よりうたへ出る事。

並に町奉行。船手頭。目付。諸有司の同等も。これらのも

まに商議すべし。各門櫓塀小破の修理并に輕き器財。其他

少しの修繕。洒掃などは。先規のごとく。番士より出役の破損奉行これを掌るべし。おもただしき營築は。定役の破

損奉行つとめ。下奉行は城代。定番より家人出すべし。品

によて加番よりも出さしむべし。番頭。加番の輩。廬舍小

破のとき。みづから修理くはへ。大破に及ばば官費たるべ

しとなり。(日記)

正徳二年五月十五日 内藤紀伊守式信大坂城代命ぜられ。

土岐伊予守頼殷近年老衰多病により職ゆるされ。封を転じて駿河の田中にうつる。小姓組番頭皆川山城守広達城代引

渡し命ぜられ暇たまふ。(日記)

正徳三年七月六日 駿河国田中城主土岐伊予守頼殷致仕の請をゆるされ。その子丹後守頼穂に原封三万五千石をたまふ。

171 阪経法論59('04.2)

〔大阪編年史 第六卷〕

元禄四年正月十一日、上山城主土岐頼殷、大坂城代トナリ、一万石ヲ加賜セラル。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書)

元禄四年二月九日、京都所司代松平信興ノ旧邑ヲ大坂城代土岐頼殷ニ給フ。(徳川実紀、寛政重修諸家譜)

元禄九年正月十五日、大坂町奉行ヲ増シテ三人ト為シ、一人ヲ大坂ニ、一人ヲ江戸ニ居ラシム。(徳川実紀、藤井氏覺書撰陽落穂集)

元禄九年二月二日、幕府、堺奉行ヲ廢シ、大坂町奉行ヲシテ堺ヲ管轄セシム。(徳川実紀、徳川禁令考、寛政重修諸家譜堺政所旧記)

元禄十四年十一月二十八日、是ヨリサキ、城代土岐頼殷、江戸ニ在リ。是日、幕府、頼殷ヲ京都所司代ニ准ジ、教令三条ヲ授ケテ任ニ就カシム。(寛政重修諸家譜)

元禄十五年十一月二十八日、幕府、大坂町奉行三人ヲ改メテ二人ト為シ、又、堺奉行ヲ置ク。大坂町奉行中山時春、勘定奉行ニ転ジ、

駿府町奉行天野富重、堺奉行トナル。(徳川実紀、寛政重修諸家譜、累代武鑑、藤井氏覺書、堺政所旧記、累代武鑑)

〔大阪編年史 第七卷〕

正徳二年五月 幕府、大坂城代土岐頼殷ヲ罷メ田中城ニ移シ、内藤式信ヲ以テ之ニ代フ。(正徳録、転封録、土岐沼田家譜、寛政重修

諸家譜、内藤村上家譜、寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覺書)

没年・没齡とともに、寛政譜と実紀との間に、相違がみられる。

19
内藤 式信

御詰

正徳二辰四月十五日

大坂御城代 被任四品

享保三戌八月朔日

辞

内藤豊前守(式信)

〔寛政重修諸家譜〕

万治元年生る。実は内藤伊勢守信光が二男。母は某氏。

寛文七年十一月二十八日 はじめて嚴有院殿に拝謁す。

(十歳)

延宝元年十月十八日 信良が養子となり、

〔徳川実紀〕

市之助式信は紀伊守。……と改む。(日記、年録)

(十六歳)

延宝二年十一月十六日 陸奥国棚倉城主内藤豊前守信良致仕の御ゆるしあり。所領五万九十石を養子紀伊守式信につがし

延宝元年十一月十二日 厳有院殿にまみえたてまつり、

延宝元年十二月二十八日 従五位下紀伊守に叙任す。

延宝二年十一月十六日 封を襲、帝鑑間に候す。

延宝四年六月十三日 はじめて領地に行の暇を賜ふ。

天和三年六月六日 仰をうけたまはりて、越後国高田城を守

衛す。

宝永二年四月二十二日 領地を駿河国志田、益津、有渡、

遠江国榛原、城東五郡のうちで転ぜられ、駿河国田中城

に住す。

宝永七年十月九日 遠江国榛原、城東二郡のうち、六千四百

石余の領地を備中国窪屋、後月、小田、三郡のうちでうつ

さる。

正徳二年五月十五日大坂の城代となり、この日從四位下に

のぼり、豊前守にあらため、

正徳二年八月十五日駿河国有渡郡の領地を摂津国島上、河辺、

有馬、河内国渋川、播磨国加東、加西、宍粟七郡のうち

に移され、

正徳二年九月六日暇申すの時、重貞の御刀及び時服馬等を

たまはる。

正徳四年五月十五日有章院殿御代つがせたまふによりて、

参府し、

正徳四年七月朔日いとまたまふのとき、長光の御刀を賜ふ。

其余のたまもの前におなじ。

享保三年八月二日職を辞し、

めらる。

此信良はもとの豊前守信照が子なり。寛永十年三月廿八日

初見し。十八年十二月晦日爵ゆりて摂津守と称し。後に

淡路守又豊前守と改め。寛文五年三月廿五日家つぎ。けふ

致仕して。元禄八年七月廿三日七十三歳にて卒せしなり。

…… (日記、藩翰譜、寛永系図)

宝永二年四月廿二日 内藤紀伊守式信は奥州棚倉より駿州田中

にうつり。太田熊次郎資晴は田中より棚倉にうつる。(日

記、藩翰譜続編)

宝永六年正月十三日 御法会の間山の警衛を命ぜらる。仁王門。

黒門は蜂須賀飛驒守隆長(後内藤紀伊守式信にかかる)。:

:増上寺の御法会……。警衛は山門内 内藤紀伊守式信

(後に青山下野守忠重にかかる)。(日記、年録、文露叢)

宝永六年正月廿八日 山にて大葬行はる。……。行列は。……。

次に松平縫殿頭乗真。松平志摩守直丘。松平豊前守重休。

土井周防守利益。内藤紀伊守式信。松平山城守信通。酒井

信濃守忠吉。北条左京氏朝。:(日記、憲廟実録、文露叢)

正徳二年五月十五日 内藤紀伊守式信大坂城代命ぜられ。從四

位下に叙し豊前守と改む。土岐伊予守頼殷近年老衰多病によ

り職ゆるされ。封を転じて駿河の田中にうつる。小姓組番頭

皆川山城守広達城代引渡し命ぜられ暇たまふ。(日記)

正徳四年六月十三日 大坂城代に駆次もて縮をたまふ。(日記、

間部日記)

享保五年九月十九日所領を越後国岩船、蒲原、三嶋三郡のうちにうつされ、村上城に住す。

享保十年二月十八日致仕し、

享保十五年十一月十一日卒す。年七十三。……室は太田

樞津守資次が女。卒す。繼室は松平^{毛利}大膳大夫綱広が女。

享保三年八月二日 大坂城代内藤豊前守式信職を辞す。(日記) 享保十年二月十八日 越後国村上城主内藤豊前守式信致仕し。

その養子伊予守信輝に所領五万九十石余をつかがしむ。

この式信は、一族伊勢守信光が次男にて、故の豊前守信良に養はれ。寛文七年十一月二十八日初見し。延宝元年十二月廿八日叙爵して紀伊守と称し。一年十一月十三日家つぎ。

宝永二年四月廿二日封地を転じて、陸奥の国棚倉より駿河国田中にうつり。正徳二年五月十五日大坂の城代になり。

從四位下にのぼる。この時坂城近きほとりの地にて所領かへ下さる。享保三年八月二日城代をゆるされしとき。城ある所を賜ふべけれど。しかるべき所もあらず。またあらたに城築かむ事もやすからねばとて。五年九月十九日にいたり今之城を賜はり。けふ致仕して。十五年十一月一日卒す。とし七十三。

〔大阪編年史 第六卷〕

元禄八年十一月十四日、幕府、町奉行加藤泰堅ノ奉職無状ナルヲ罪シ、棚倉城主内藤式信ノ許ニ幽ス。(寛政重修諸家譜徳川実紀、

累代武鑑、藤井氏覚書)

〔大阪編年史 第七卷〕

正徳二年五月、幕府、大坂城代土岐頼殷ヲ罷メ田中城ニ移シ、内藤式信ヲ以テ之ニ代フ。(正徳録、転封録、土岐沼田家譜、寛政重修

諸家譜、内藤村上家譜、寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

享保二年八月二日、大坂城代内藤式信、職ヲ辞ス。(寛政重修諸家譜、徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

（以上は、『大坂城代の履歴』上巻の一部を示す。）

宝永元年十月九日 奏者番となり、
 宝永二年六月十日 はじめて城地にゆくのいとまをたまぶ。
 宝永三年十一月二十六日 西城の奏者番にうつり、のち本城
 のつとめとなり、
 宝永六年十一月十三日 右京進にあらため、
 宝永六年十一月二十三日 寺社奉行をかぬ。
 正徳元年二月十五日 城地松山を美濃国加納に改められ、
 厚見、方県、席田、本巣、大野、羽栗、近江国蒲生七郡の内
 に於て領す。
 正徳元年七月十八日 評定所の事勤労せしを賞せられ、縮四
 端を賜ふ。
 正徳元年十一月十一日 右京亮にあらためたむ。
 正徳二年四月二十一日 御判物御朱印の事をうけたまはりし
 により、了戒の御刀をたまはる。
 正徳三年三月十二日 奉行職を辞し、
 享保二年十月五日 寺社奉行に復す。
 享保三年八月四日 大坂の城代に補せられ、從四位下に昇り、
 享保三年八月八日 対馬守に改め、
 享保三年十月朔日 いとま申のとき、備前国宗の御刀をよび
 時服二十領、馬一疋をたまふ。
 享保七年五月二十一日 老職となり、
 享保七年十二月十五日 待従に進み、
 享保九年十一月十五日 懇信院殿に附属せられ、

享保二年十月五日 奏者番安藤右京亮信友に寺社奉行をかねし
 め。公卿。寺社領の御判物。御朱印の事つかさどらしめる
 る。(日記)

享保三年八月四日 寺社奉行安藤右京亮信友大坂城代となり。
 従四位下に昇進す。(日記)

享保七年五月廿一日 大坂城代安藤対馬守信友を擢られ。連署
 の列に加へらる。(日記)

享保九年十一月十五日 若君(家重)の御かたの人々を仰付ら
 る。宿老には安藤対馬守信友。少老は松平能登守乗賈なり。

信友にはことさらの御旨ありて了戒の御刀を賜ふ(日記)

享保十七年七月廿五日 西城宿老安藤対馬守信友身まかりしか
 ば。音楽をとどめらるる事けふより三日。(日記)

享保十七年七月廿六日 きのふ安藤対馬守信友が卒去により。
 雁間詰はじめ。諸有司両城に出仕して。御氣色を伺ふ。

また国持以下外様の大名は。老臣の邸に使して。両城の
 御氣色を伺ひ。在封は飛札もて伺ふ。

安藤与三郎信尹がもとに。少老太田備中守資晴御使して。
 香資銀三十枚を賜ひを賜ひ弔慰せられ。西城よりも同じく
 二十枚を賜ふ(日記)

享保十七年九月十一日 西城もとの宿老美濃国加納城主安藤
 対馬守信友が遺領六万五千石を。その子与三郎信尹につが
 しめ。雁の間詰とせらる。

この信友は。故対馬守重博が子にて。天和元年十月廿八日

享保十七年七月二十五日 卒す。年六十二。……室は牧野

飛騨守忠成が女。

初見の礼をとり。貞享二年十一月廿八日叙爵して長門守と称し。のちに右京進。右京亮。対馬守にあらたむ。

元禄十一年十月三日家つぎ。宝永元年十月九日奏者番を奉り。三年十一月廿六日西城にうつり。御代あらたまりてのち。六年十一月廿三日寺社奉行をかね。

正徳元年二月十五日備中の国松山を転じて。今の大坂城をたまひ。三号三月十二日病によりて。職とかむ事をこひしかば。寺社奉行をゆるされ。奏者のことは故の如くうけたまはる。享保二年十月五日再び寺社奉行をかね。

三年八月四日大坂城代となりて。従下の四位にすすみ。

七年五月廿一日宿老に上り。其年十一月十五日侍従に任じ。九年十一月十五日 若君(惇信院殿の御事)につけられ。御料の御刀を下さる。職にあること十一年。けふ六十二歳にして卒しぬ。……(日記、藩翰譜続編)

〔大阪編年史 第七卷〕

享保二年八月四日、寺社奉行安藤信友、大坂城代トナル。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書)

享保六年五月二十九日、幕府、大坂城代安藤信友ニ宛テ、石錢ハ近年ノ平均額ヲ以テ賦課シ、凌済ハ入札ヲ以テ永年ノ請負トナスヲ可トスベキカ、而シテ凌済ノ地点ハ、春夏秋ノ三期ニ吏員ヲ派シテ調査セシム可クンバ、遠見番所ハ或ハ不用ニ属セン。宜シク両町奉行ト合議決定シテ回報ス可シト牒ス。(享保六年同十六年町奉行所文書)

享保七年五月二十一日、大坂城代安藤信友、老中ニ転ズ。(徳川実紀、累代武鑑、藤井氏覚書、寛政重修諸家譜)